

# 令和6年度下水道事業予算概算要求の概要と 社会資本整備総合交付金等の交付要件について

令和5年9月27日(水)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

# 1. 令和6年度下水道事業予算 概算要求について

# 令和6年度下水道関係予算概算要求の規模、内訳

## 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

単位: 百万円

| 区分            | 令和6年度要求額  |             | 令和5年度予算額  | 対前年度<br>倍率 |
|---------------|-----------|-------------|-----------|------------|
|               | 国費        | うち「重要政策推進枠」 | 国費        |            |
| 社会資本総合整備      | 1,650,593 | 423,313     | 1,380,489 | 1.20       |
| うち社会資本整備総合交付金 | 656,283   | 165,514     | 549,190   | 1.20       |
| うち 防災・安全交付金   | 994,310   | 257,799     | 831,299   | 1.20       |

※下水道事業に係る費用は、この内数

## 下水道防災事業費補助、下水道事業費補助、下水道事業調査費等

単位: 百万円

| 区分                                                                    | 令和6年度要求額 |             | 令和5年度予算額 | 対前年度<br>倍率 |
|-----------------------------------------------------------------------|----------|-------------|----------|------------|
|                                                                       | 国費       | うち「重要政策推進枠」 | 国費       |            |
| <b>下水道防災事業費補助：</b><br>・大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、河川事業と一体的に実施する事業への支援等 | 79,407   | 18,792      | 66,451   | 1.20       |
| <b>下水道事業費補助：</b><br>・温室効果ガス削減に資する事業等やPPP/PFI手法等を活用した事業、下水汚泥資源の肥料化等    | 8,405    | 4,096       | 7,101    | 1.18       |
| <b>下水道事業調査費等：</b><br>・国が自ら行う技術実証事業等                                   | 3,743    | 0           | 3,743    | 1.00       |
| 合計                                                                    | 91,555   | 22,888      | 77,295   | 1.18       |

## 上下水道基盤強化等補助金

- 上下水道一体で運営基盤強化等の取組を推進するため新たな補助金を創設

要求額(国費)【3,960百万円】(皆増)

### 事項要求

以下については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
- 現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施に必要な経費

# 上下水道一体の取組の推進

R6新規事項  
(行政経費ほか)

## ○ 上下水道の共通の課題に対して、官民連携や研究開発など上下水道一体的な取組を推進

### 背景

- 令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管
- 官民連携をはじめとする上下水道の共通課題や研究開発に対して、上下水道一体の取組を推進することが必要
- 水道事業の防災機能についても、国交省のノウハウや現場力を活用した強化が必要

### 概要

- 上下水道基盤強化等補助金の創設
- 上下水道科学研究費の創設
- TEC-FORCE等の防災体制・機能の拡充・強化

### ＜上下水道基盤強化等補助金の創設＞

- 官民連携事業等基盤強化推進事業
  - ・ 官民連携の導入に向け調査、検討及び計画作成等に関する事業を支援
  - ・ 各自治体におけるウォーターPPPの導入検討に対する定額補助

→ ウォーターPPPの導入の加速化を図る
- IoT・新技術活用推進事業
  - ・ IoT・新技術について、実際に活用した事業を支援

→ 新技術等の活用による基盤強化を図る

### ● 汚泥再生利用推進事業

- ・ 発生する汚泥の肥料利用を行う上で必要な検討経費、調査機器の導入費用等を定額支援

→ 汚泥の肥料利用の加速化を図る

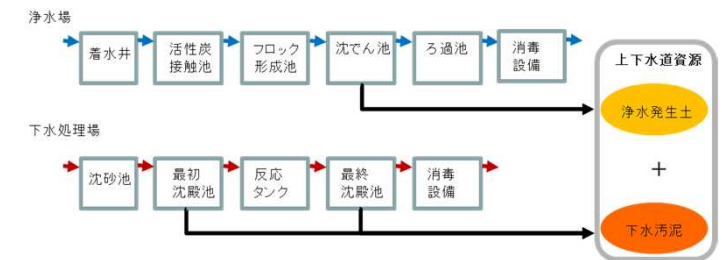
### ● 業務継続計画策定事業

- ・ BCP(業務継続計画)等の作成を補助

→ 機能確保および持続的な事業確立を図る

### ＜上下水道科学研究費の創設＞

- ・ 上下水道で共通する課題に関する基礎研究の推進
- 上下水道のシナジー効果の発揮を図る



研究のイメージ

### ＜防災体制・機能の拡充・強化＞

- ・ 水道に関する被災対応(給水車支援)を強化
  - ・ 災害発生のおそれ段階から、災害に備えた対応も、災害緊急対応事業で負担できるように既存制度の要件緩和
- 地方部局の現場力を活用した体制構築



散水車(給水装置付)による給水支援

# 下水汚泥肥料化推進事業の創設

R6新規事項  
(個別補助金)

## ○ 下水汚泥資源の肥料化の推進のため、肥料化施設の整備を集中的に支援

### 背景

- 食料安全保障強化政策大綱(令和4年12月27日 決定)において、大半を輸入に依存する化学肥料原料の安定供給に向け、2030年までに堆肥・下水汚泥資源の肥料利用量を倍増する目標を位置づけ
- 目標達成のため、地方公共団体による積極的な事業化が必要

### 概要

- 肥料化施設の整備を集中的に支援する下水汚泥肥料化推進事業の創設

## ○ 肥料化施設の整備を集中的に支援

- 自治体が行う下水汚泥の肥料利用に係る施設整備に対して集中的に支援
- 民間事業者が整備する関連設備(ペレット化、成分調整等)についても対象



リン回収施設



肥料ペレット



# 特定水域合流式下水道改善事業の創設

R6新規事項  
(交付金)

○ 良好な水環境へのニーズが高く、水辺利用計画が定められた水域等の特定の水域における、合流式下水道の改善対策を推進

## 背景

- 令和5年度末を対策期限とする合流式下水道緊急改善事業の完了により、合流式下水道の雨天時放流水質は、一定の水準(いわゆる分流並み)を達成する見込み
- 一方大都市を中心に、水が滞留しやすい閉鎖性水域や水辺環境を活かしたまちづくりが進められている水域では、更なる対策の強化が必要

## 概要

- 良好な水環境へのニーズが高く、水辺利用計画が定められた水域等の特定の水域における、合流式下水道改善計画の策定や、改善対策を支援する特定水域合流式下水道改善事業を創設

### ○ 水質悪化が生じやすい水域

(感潮河川や平常時の河川流量が少ない等)



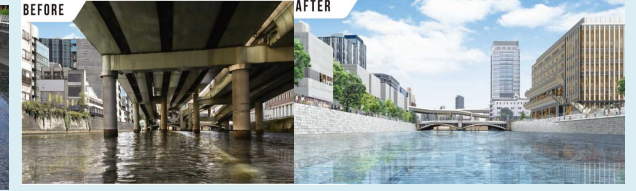
白濁化状況



スカムの発生状況

### ○ 地域の水環境へのニーズの高まり

(水辺環境を活かしたまちづくりや、水辺の賑わいの創出)



首都高速道路日本橋区間地下化事業  
(首都高速道路㈱HPより引用)

▶ 合流式下水道の雨天時越流水等の更なる対策強化が必要

### ➤ 合流式下水道改善計画の策定支援



### ➤ 合流式下水道の改善対策への補助

- ・貯留施設の整備
- ・簡易処理の高度化施設の導入
- ・遮集量の増強や放流先の変更 等の対策強化への補助

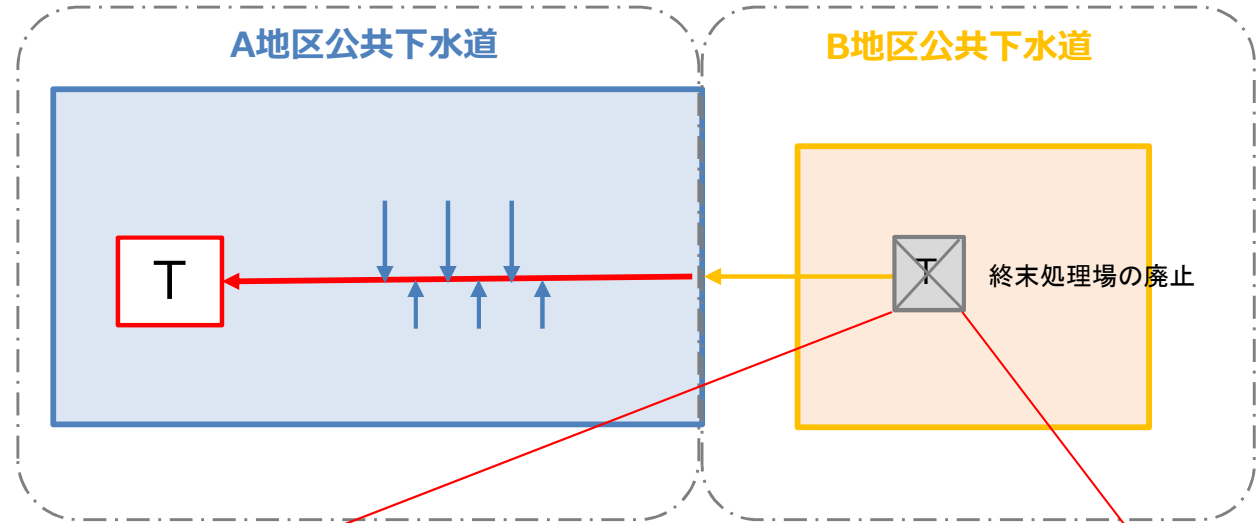
# 下水道広域化推進総合事業の拡充

R6新規事項  
(交付金)

○ 下水道における広域化・共同化のさらなる促進のため、統廃合する既存施設の有効活用を支援

## 背景

- 全ての都道府県で広域化・共同化計画の策定が令和4年度に完了し、更なる推進が必要
- 施設の統廃合にあたっては、受け入れ側施設に影響を与えないよう、廃止側施設からの下水量を適切に調整することが必要



## 概要

- 統廃合する既存施設を有効活用し、流量変動に対応するための調整池等に改造する費用を補助対象に追加



既存施設の有効活用事例(調整池へ改造)

## ○ 河川管理者等と連携し、内水被害の早期軽減に向けた浸水対策を推進

### 背景

- 気候変動の影響により全国各地で内水被害が頻発
- 河川改修や下水道整備などのハード整備やハザードマップの策定などのソフト対策に加え、田んぼダムを活用や住まい方の工夫などを、総合的・集中的に実施して内水被害の早期軽減を目指す必要がある

### 概要

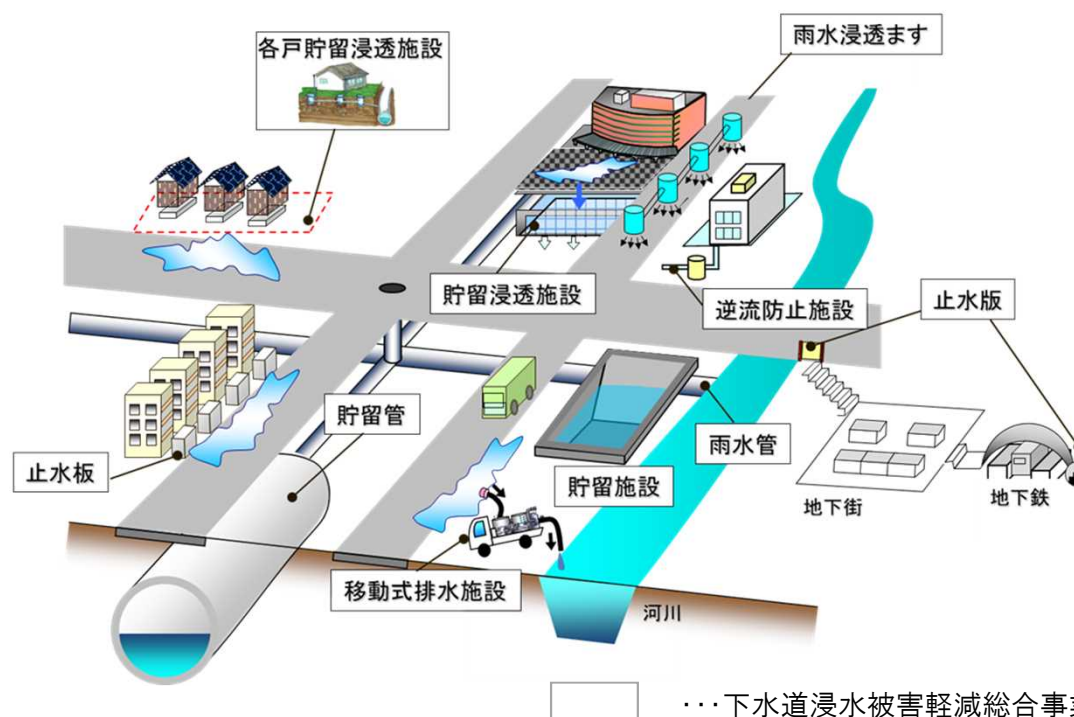
- 内水被害等軽減対策計画として認定された地区を下水道浸水被害軽減総合事業の地区要件に追加

### <内水被害等軽減対策計画について>

○5年程度を目途に内水被害常襲地域で、河川改修や下水道整備などのハード整備やハザードマップの策定などのソフト対策に加え、田んぼダムの活用や住まい方の工夫などを、総合的・集中的に実施して内水被害の早期軽減を図るため、都道府県において策定

### <下水道浸水被害軽減総合事業について>

○内水被害等軽減対策計画として認定された地区を下水道浸水被害軽減総合事業の地区要件に追加





○ 特定公共下水道事業により、適切な役割分担のもと、排水対策を行い、良好な水環境を保全

## 背景

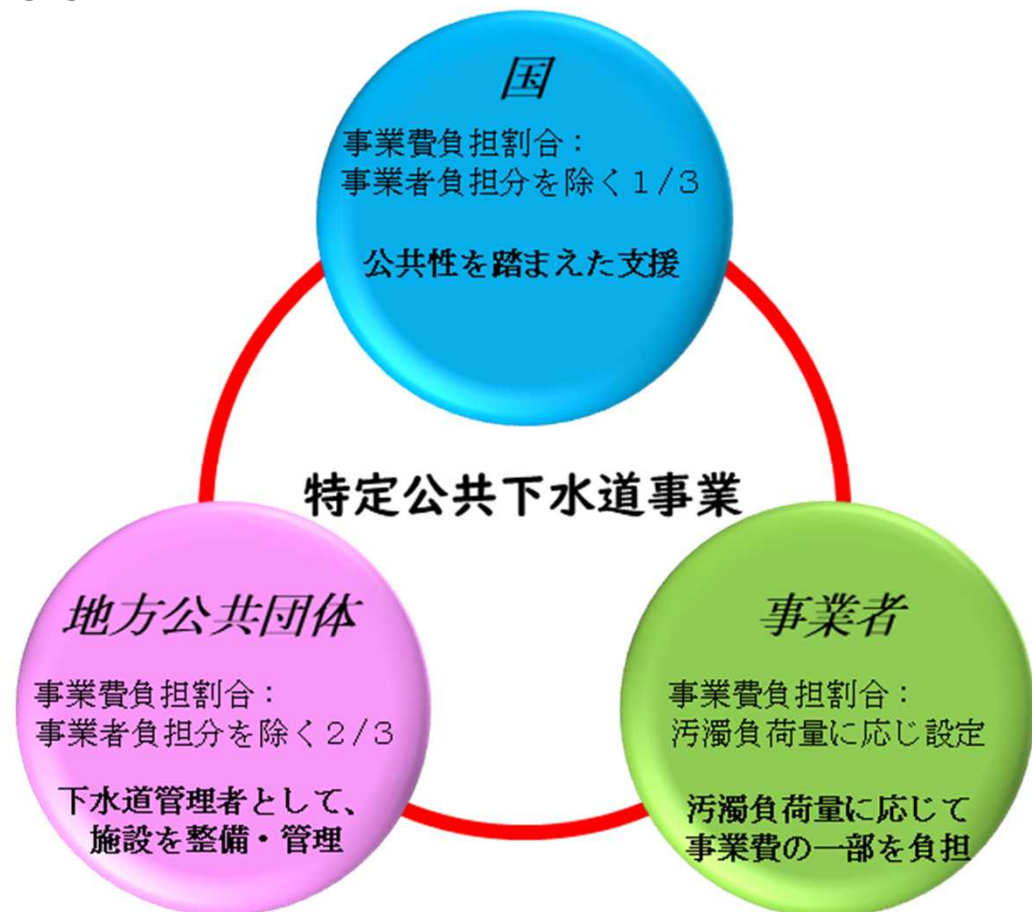
- 半導体は経済安全保障推進法の「特定重要物資」であり、国内での生産体制強化にむけて、半導体関連企業等による工場建設が加速
- 多量の水を必要とする半導体関連工場にとって、地域と相互に発展する上で、適切な役割分担の下、適切な排水対策を行い、良好な水環境を保全することが必要

## 概要

- 特定の事業者に公害防止事業費事業者負担法に基づく負担を求める特定公共下水道事業の採択を再開

## ＜特定公共下水道の概要＞

特定の事業者の事業活動に主として利用されるもので、特定の事業者に公害防止事業費事業者負担法に基づく負担を求めるもの



# 下水道事業調査費

## 下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト\*):令和6年度新規実証事業

\* B-DASHプロジェクト: Breakthrough by Dynamic Approach in Sewage High Technology Project

### 下水汚泥資源の肥料利用促進に向けたりん資源回収技術

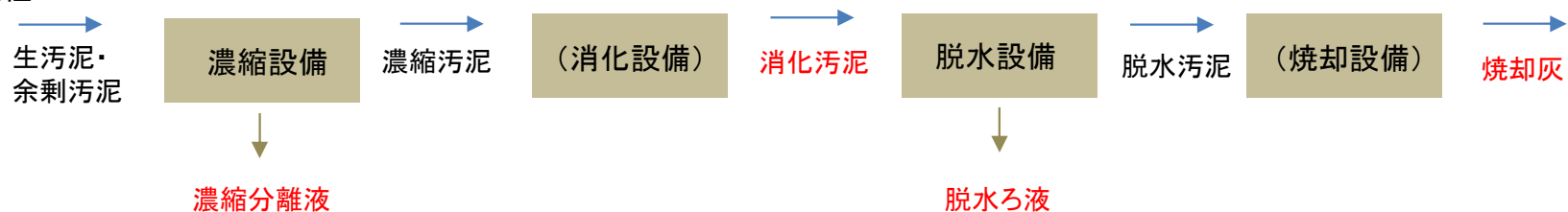
#### 現状と課題

##### 下水汚泥資源の肥料利用の現状

- 下水汚泥の処理過程において、りんを回収する技術は、重金属の影響を除外できるなど、肥料利用の促進に活用可能。
- しかしながら、全国的な普及に向けては、さらなるコストの縮減や、技術の多様化、高度化が必要

#### 新技術の開発

##### 汚泥処理過程



- ・汚泥の濃縮分離液や脱水ろ液等からのりん回収に関して、より経済性と機能性の高い技術
- ・汚泥の焼却灰からのりん回収に関して、より経済性と機能性の高い技術

- りん回収コストの低減や多様化・高度化したりん資源回収技術の確立により、下水汚泥資源の肥料利用を促進

## 2. 社会資本整備総合交付金等の 交付要件について

# 社会資本整備総合交付金等交付にあたっての要件

- 令和5年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付にあたって要件を新たに追加している。
- 具体的には、令和元年度における要件に加え、PPP／PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件を追加。

## 要件化の内容

- ① 人口20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における施設の改築（概算事業費10億円以上）を行うにあたっては、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了している又は検討スケジュールを明確にしていることを交付要件化。
- ② 全ての地方公共団体において、下水処理場における施設の改築（概算事業費10億円以上※）を行うにあたっては、予め当該処理場の統廃合に係る検討を了していることを交付要件化。  
※ 都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体については、概算事業費が3億円を超えるもの。
- ③ 人口20万人以上の地方公共団体において、汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却排熱利用施設、建設資材化施設等）の新設（概算事業費10億円以上）を行うにあたっては、原則としてPPP/PFI手法（コンセッション、PFI、DBO、DB）を活用することを交付要件化。
- ④ 全ての地方公共団体において、広域化・共同化計画の策定に向け、平成30年度中に少なくとも一度以上、都道府県の管内全ての市町村が参画する検討の場を設けるとともに、令和4年度までに計画を策定することを要件化。
- ⑤ 人口3万人以上の地方公共団体においては、令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体においては、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを要件化。
- ⑥ 公営企業会計を適用済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出することを要件化。
- ⑦ 全ての地方公共団体において、下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築（原則として概算事業費3億円以上）を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を了していることを交付要件化。
- ⑧ 人口10万人以上の地方公共団体等において、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、事業見通しを公表した上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、検討の上、適切な提案は採用することを要件化。

## (参考) 交付金等にかかる要件等①

### 1, 事業全般にかかる要件等

#### <個別処理との経済比較>

- 分流式の污水に係る公共下水道については、当該公共下水道による污水处理が個別に設置される浄化槽よりも経済的であること \*1
- 上記について、毎年度11月末日までに、市町村毎の污水に係る下水道計画(全体計画)について所定の項目の点検を行い、その結果を国土交通省に提出すること。 \*2

#### <広域化・共同化>

- 令和4年度末までに、各都道府県において広域化・共同化計画を策定すること。 \*3

#### <経営状況の見える化、使用料改定の必要性の検討>

- 人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。  
人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。 \*3
- 公営企業会計を適用済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出すること。 \*3
- 人口10万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業(改築を含む)を実施する場合は、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていること \*3

#### <PPP/PFIの導入に関する民間提案の採用検討の要件化>

- 人口10万人以上の地方公共団体等において、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、事業見通しを公表した上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、検討の上、適切な提案は採用すること。 \*3

### 2, 事業を新規に実施する際にかかる要件等

#### <事業評価>

##### ○交付金事業:

平成29年4月1日以降に事業に着手するものであって、新たに下水道事業に着手する市町村等や事業規模の大きい基幹事業を対象として、費用便益比を算出し、社会資本総合整備計画に記載すること。 \*4

##### ○補助事業(下水道事業費補助、下水道防災事業費補助):

平成31年4月1日以降に実施する事業については、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」に則って事業評価を実施すること。 \*5

#### <雨水公共下水道>

- 雨水公共下水道の整備区域は、「都道府県構想」の見直しの結果、公共下水道による污水处理を行わないこととした区域を対象とする。 \*6

#### <都市下水路>

- 都市下水路事業で交付対象事業となるのは、原則次のすべてに該当するものとする。 \*7

①集水面積50ha以上、②浸水指数(浸水戸数×浸水回数×浸水時間)5,000以上、③全体事業費3億円以上

(ただし、離島対策事業、積雪対策事業、富裕団体については別途規定。)



## (参考)交付金等にかかる要件等②

### 3. 施設整備にかかる要件等

#### <施設の改築>

○下水道施設の改築に際して交付対象となる施設については、以下のとおり取り扱う。\*8

1, 事業計画等に基づく適正な維持管理を前提として、別表に定める小分類以上の施設であり、かつ同表に定める年数を経過していること。

2, 以下(1)(2)については、上記1によらず対象とする。

(1)小分類未満の施設であり、適正な維持管理を前提として、ストックマネジメント計画に位置づけられた長寿命化対策

(2)適化法に定める処分制限期間を経過した施設であって、特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合等

3, 令和9年度以降、管路施設の改築については、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムにより管理されていること。

4, 平成28年度より、上記の交付対象となる施設は、下水道ストックマネジメント計画に位置づけられたものに限定する。ただし、他の事業制度に基づく計画に位置づけられたものを除く。

○下水処理場の施設改築(別表の中分類以上)のうち、人口20万人以上の地方公共団体で、工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものは、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了している又は検討スケジュールを明確にしていること。\*3

○下水処理場の施設改築(別表中分類以上)のうち、全ての地方公共団体で、工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものは、予め施設統廃合に係る検討を了していること。ただし、都道府県構想及びアクションプランの見直し(都道府県構想見直しに関する4省通知に基づく見直し)が完了している団体については、概算事業費が3億円を超えるものを対象とする。\*3 \*9

○汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠の維持更新(管渠の排除能力又は水質改善機能の増強を伴わないものに限る。)のうち、新規事業分については、原則として国庫補助負担事業を廃止する。\*1

○更生工法による管渠改築に関する交付対象は、所定の条件をすべて満たすものとする。\*10

#### <エネルギー利用、省エネ、新技術の活用等>

○汚泥有効利用施設の新設のうち、人口20万人以上の地方公共団体で、工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものは、原則としてPPP/PFI手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等)を導入すること。\*3

○消化槽、消化ガス発電、焼却炉等の施設の設置、改築を行う場合、エネルギー効率に優れた技術の導入(原則、別表に定める性能指標を満たすもの)を要件とする。\*11

○省エネ化を目的として標準的な設備以外の設備を導入する場合、標準的な設備を導入する場合より導入費用が上回らないこと。また、複数の同種設備を同時期に更新する場合には、設備の集約等の可否について実施設計等において検討すること。\*12

○B-DASHにおける実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築(原則として概算事業費3億円以上)を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を了していること。\*3

○売電のための発電設備、送電施設等については、国庫補助金等の交付目的を逸脱するため、交付対象とならない。\*13

## (参考) 交付金等にかかる要件等③

下線はR1.7以降に更新のあったもの

### 【参照通知等一覧】

- \*1 下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件(S46.10.9 告示第1705号、一部改正R3.3.31)
- \*2 昭和46年建設省告示1705号の改正に伴う告示の運用について(R3.4.2 国水下事第8号)
- \*3 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(R5.4.3 国水下事第46号)
- \*4 下水道事業における費用便益比の算出について(H30.5.14 下水道事業課課長補佐事務連絡)
- \*5 下水道事業における事業の効率性の向上及び透明性の確保について(H31.3.29 ,R2.3.31 下水道事業課企画専門官事務連絡)
- \*6 水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について(H27.11.19 国水下企第81号)
- \*7 社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 (最終改定 R5.5.19)
- \*8 下水道施設の改築について(R4.4.1国水下事第67号下水道事業課長通知)
- \*9 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について(H26.1.30 農水省・総務省・国交省・環境省4省通知)
- \*10 下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について(R1.7.3 下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡)
- \*11 下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について(H29.9.15 国水下事第38号)
- \*12 設備更新時の省エネルギー設備の導入にあたっての留意事項について(H28.4.1下水道事業課課長補佐事務連絡)
- \*13 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における下水道事業の補助金等交付の考え方等について  
(H24.9.14下水道事業課企画専門官, 課長補佐(事務)事務連絡)

### 3. 社会資本整備総合交付金等の 交付要件について

# 社会資本整備総合交付金等の交付要件（経営関係）

（R5.4.3国土交通省下水道部下水道事業課通知の抜粋）

## ⑤公営企業会計の適用に係る要件

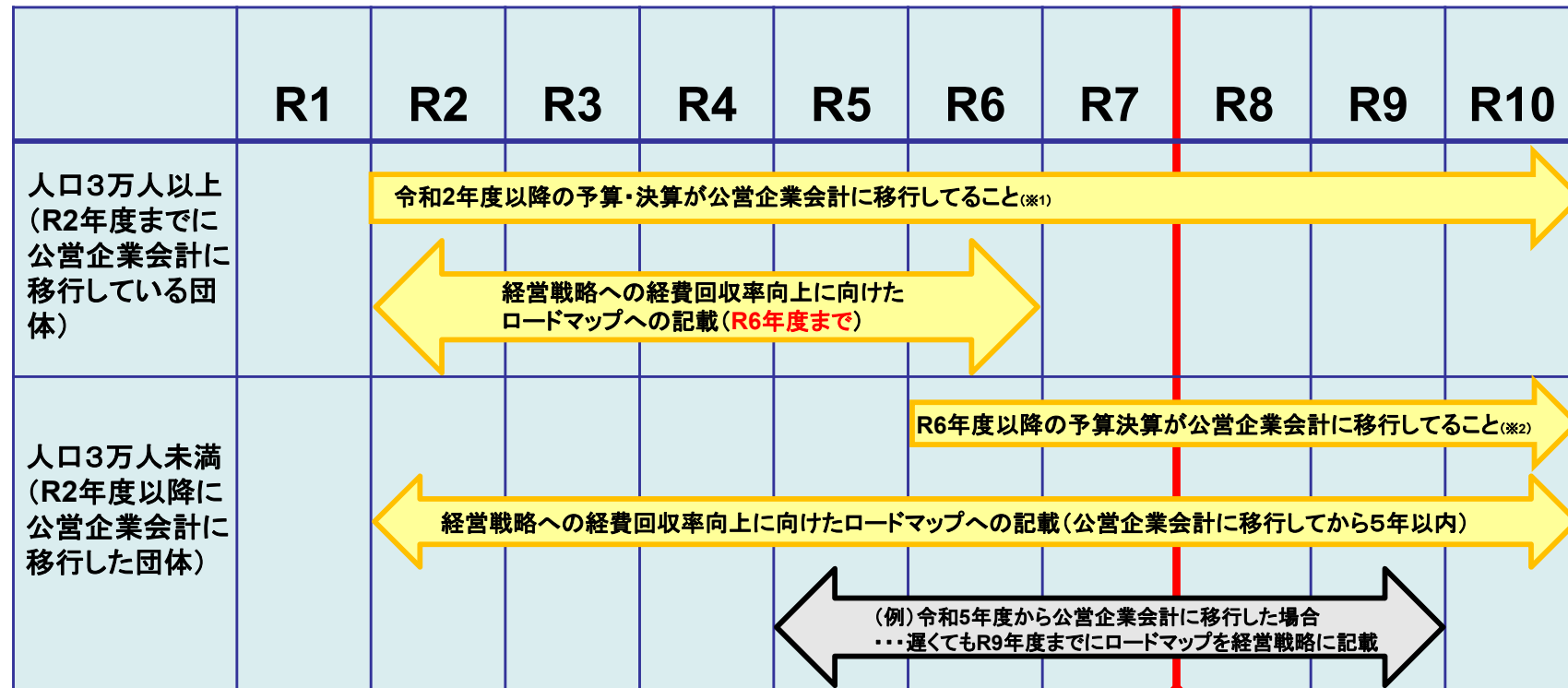
- ・人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に移行
- ・人口3万人未満の地方公共団体※については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に移行  
※将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村を除く。

## ⑥使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、

- ・下水道使用料の改定の必要性に関する検証
- ・経費回収率の向上に向けたロードマップを策定
- ・国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表

（※令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体は、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降。）



戦略の見直しR7年度まで  
（総務省通知：R4.1.25）

※参照される総務省通知  
1.総務省通知：H27.1.27  
2.総務省通知：H31.1.25

# 社会資本整備総合交付金等交付にあたっての要件【参考】

社会資本整備総合交付金等の交付要件は、『社会資本整備総合交付金交付要綱の付属第Ⅱ編』に定められており、**要件を満たすものに限り、交付対象となる。**

## (1) 地域・規模等要件

## (2) 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

- ・人口20万人以上の地方公共団体
- ・工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業

## (3) 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

- ・工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業

## (4) 汚泥有効利用施設新設に際してのPPP／PFI手法導入要件

- ・人口20万人以上の地方公共団体
- ・工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる事業

## (5) 「広域化・共同化計画」策定に係る要件

- ・平成30年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画の策定に着手
- ・令和4年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画を策定

## (6) 公営企業会計の適用に係る要件

- ・人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に移行
  - ・人口3万人未満の地方公共団体※については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に移行
- ※将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村を除く。

## (7) 使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、

- ・下水道使用料の改定の必要性に関する検証
- ・経費回収率の向上に向けたロードマップを策定
- ・国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表

## (8) 下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件



# 社会資本整備総合交付金等における重点配分項目【参考】

- 社会資本整備総合交付金等による国費支援については、特定の事業に対して**重点配分**を実施。
- 令和5年度予算より、肥料利用やカーボンニュートラル地域モデル処理場、コンセッションに係る事業を重点配分項目に追加。

## 令和5年度の重点配分項目

### 【社会資本整備総合交付金】 ※令和5年度変更箇所

- ① アクションプランに基づく**下水道未普及対策事業**（污水处理施設整備が概成していない団体に限る）
- ② PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー・肥料利用、広域化・共同化の取組を推進するため**追加的に必要\***となる下水道事業
- ③ **コンセッション事業に含まれる下水道施設の設置・改築事業**

（注）公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。

- ① 経費回収率の向上に向けた**ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合**。
- ② 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、**使用料単価が150円/m3未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合**。

### 【防災・安全交付金】

- ① 各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく**雨水対策事業**  
（雨水出水浸水想定区域の指定対象団体は、令和8年度以降は、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限る）
- ② 国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するために**追加的に必要\***となる下水道事業
  - ・南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設（揚水・沈殿・消毒施設、管理棟、下水道総合地震計画に位置づけられている管渠）の地震対策
  - ・下水道総合地震対策事業（国土強靱化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものに限る）
  - ・下水道施設の耐水化・非常用電源確保（津波対策を含む）
- ③ 温室効果ガス削減効果の高い**脱炭素化事業**
  - ・従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能向上改築
  - ・「**カーボンニュートラル地域モデル処理場計画**」に位置付けられた事業
- ④ **コンセッション事業に含まれる下水道施設の設置・改築事業**

※ PPP/PFI、地震対策等でも**汚水の改築の性格があるものは対象から除外**（PPP/PFIで実施する処理場の改築、耐震で実施の管更生 等）

# 社会資本整備総合交付金等の交付要件確認についての留意事項

下水道事業課・下水道企画課管理企画指導室 企画専門官 事務連絡(令和3年6月3日) 抜粋

交付要件の確認にあたっては、毎年度11 月末日の次年度予算要望調書の提出までに、別紙 1 の「交付要件確認チェックシート」を、各地方公共団体から地方整備局等を経由して下水道事業課へ提出していただくこととします。

チェックシートと共に、経営戦略のうち以下の①～③に関する事項が記載された箇所(いずれも該当部分の抜粋のみで可)の電子ファイルについても別紙 2 ～ 5 に従い提出いただくようお願いします。

## 【経営戦略におけるロードマップ関連記載事項】

- ① 経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限
- ② 収入増加・支出削減のための具体的取組及び実施時期
- ③ 収支構造の改善の要否等について、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨

# (別紙1) 交付要件確認チェックシート

|                                                                                                                                                                                                                   | チェックシート記載日 | 都道府県名 | 市町村名     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------|----------|
| 1. 公営企業会計の適用状況                                                                                                                                                                                                    |            | 適用済み  | 適用年度 未適用 |
| 2. 令和2年度以降※、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施<br>※令和2年度までに公営企業会計適用していない場合、「公営企業会計適用した年度以降」とする。）                                                                                                               |            | 実施済み  | 実施年度 未実施 |
| 3. 経営戦略の内容                                                                                                                                                                                                        |            |       |          |
| ①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限が記載されているか                                                                                                                                                                                 |            | 記載済み  | 未記載      |
| ②a 経費回収率向上に向け、収入増加のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（使用料の改定、下水道施設・未利用資源の有効活用や接続促進による収入増など、収入を増加させるための取組が記載されていれば可）                                                                                                          |            | 記載済み  | 未記載      |
| ②b 経費回収率向上に向け、支出削減のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（包括的民間委託等による維持管理費の削減（新規・継続問わず）や新技術の導入、広域化・共同化、処理場の運転方法の見直し、電力契約の見直しなど、支出削減のための取組が記載されていれば可）                                                                             |            | 記載済み  | 未記載      |
| ③収支構造の更なる適正化に向けて、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的に検証・見直しを行う旨が記載されているか（表現ぶりは、「〇年毎に検証する」といった大まかなもので可とする※）<br>※「検証・見直し」の具体的内容としては、収支実績・取組効果の確認、業績目標or収支見通しとの乖離の確認及びその原因分析、今後の取組について検討、見直しを行い、収支見通しの改定等を行うことを想定しており、関連する記述の有無で判断する。 |            | 記載済み  | 未記載      |
| 4. 経営戦略が公表されているか                                                                                                                                                                                                  |            | 公表済み  | 未公表      |

## 【記入要領】

- ・上記1.～4.の全てについて記載すること。
- ・1. で公営企業会計適用済みと回答した団体については、令和7年度以降（令和2年度以降に公営企業会計を適用した団体については、適用年度から5年経過以降）、2.、3.（②はaとbのいずれかのみで可）、4. の全てを満たしていることが交付要件となる。
- ・なお、人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを交付要件としている。

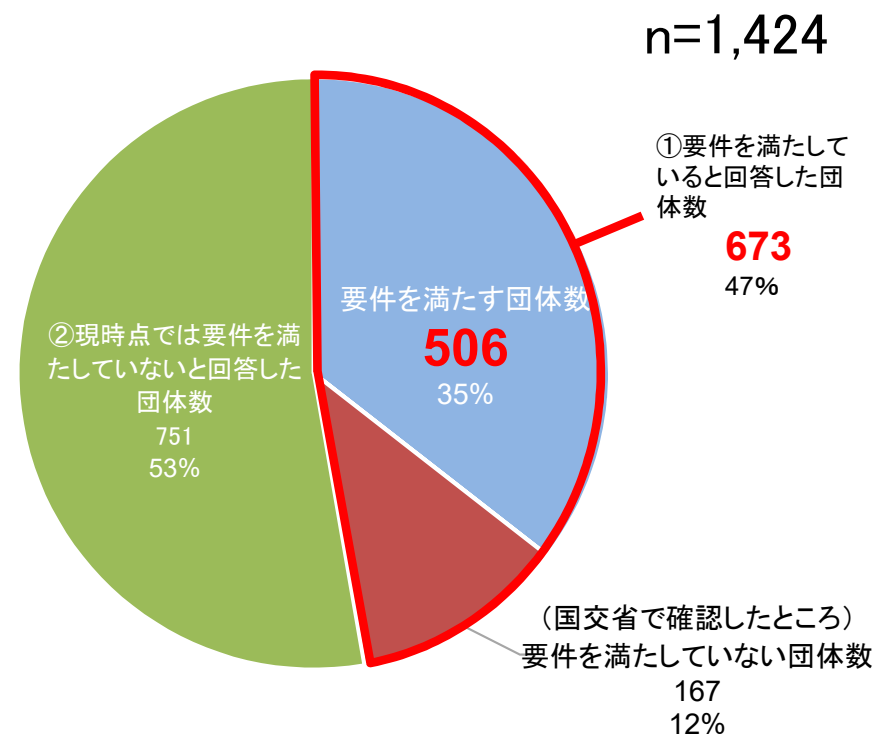
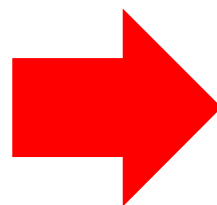
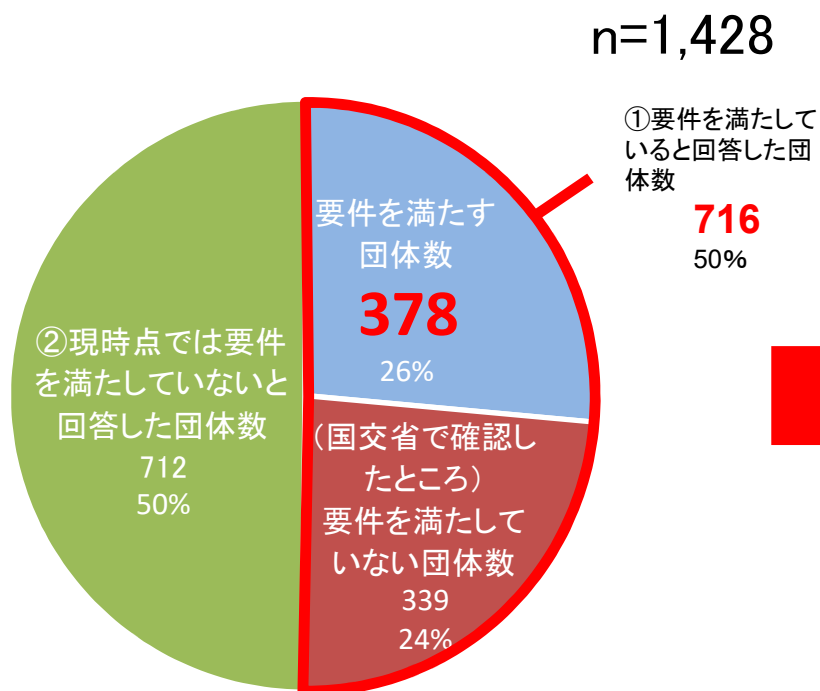
# 社会資本整備総合交付金等の交付要件の適合審査の状況(R4末時点)

- 交付要件確認チェックシート及び「社会資本整備重点計画における経営に関する指標の状況調査について(うち設問3)」で実施した調査結果を基に各自治体におけるロードマップの記載状況を確認したところ、①全て記載済みと回答した**673団体**のうち、**506団体**が交付要件を満たしている状況。

(R4.3末時点)

交付要件を満たしている団体数が  
約380団体から約510団体へ増加

(R5.3末時点)



# 社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイント

## 定量的な業績指標及び目標年限の記載例(3. ①関係)

- 経営分析には複数の指標を用いるべきであり、例として、経費回収率、経常収支比率、水洗化率等が挙げられる(経営比較分析表における経営指標の概要を参考)
- 業績指標に対し目標値を設定する際、現状値からどの程度推移しているか。現状値、中間値、目標値の設定など段階的な目標設定を記載すること

## 収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②a関係)※

- 業績指標達成のため、具体的な取組をいつ実施するのかを記載すること  
(例:令和○年度までに経費回収率を○%に向上させるため令和○年度に使用料改定を実施する)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、具体的な実施時期も記載
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載  
(例:令和○年度から継続して～を実施している)

## 支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②b 関係)※

- 業績指標達成のため、具体的な取組をいつ実施するのかを記載すること  
(例:令和○年度に包括的民間委託等の実施により維持管理費の削減を図る)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、具体的な実施時期も記載
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載  
(例:令和○年度から継続して～を実施している)

※既に経費回収率100%以上の団体については、今後も100%を維持するための具体的な取組を「引き続き」実施する旨記載願います

※業績指標と業績指標達成のための具体的取組については、なるべくリンクするように記載願います 22



＜交付金の交付要件を満たすための経営戦略の記載例＞

# 【参考】定量的な業績指標及び目標年限の記載例（3. ①関係）

## 愛知県春日井市の例

### 3 目標値

| 項 目    | 指標名                                   | 目標数値等   |       |        | 望ましい<br>方 向 |
|--------|---------------------------------------|---------|-------|--------|-------------|
|        |                                       | 平成30年度  | 令和6年度 | 令和11年度 |             |
| 経営の健全性 | 基準外繰入金（億円）                            | 10.6    | 0     | 0      | ➡           |
|        | 経常収支比率（％）                             | 100.0   | 100.0 | 100.0  | ➡           |
|        | 流動比率（％）                               | 37.8    | 44.0  | 49.1   | ➡           |
|        | 企業債残高対事業規模比率（％）                       | 1,250.2 | 915.2 | 841.4  | ➡           |
| 経営の効率性 | 経費回収率（％）                              | 66.8    | 100.0 | 100.0  | ➡           |
|        | 汚水処理原価（円／m <sup>3</sup> ）             | 150     | 150   | 150    | ➡           |
|        | 汚水処理原価（円／m <sup>3</sup> ）<br>（分流式控除前） | 182     | 170   | 170    | ➡           |
|        | 施設利用率（％）                              | 59.0    | 59.6  | 59.6   | ➡           |
|        | 水洗化率（％）                               | 94.8    | 94.9  | 95.0   | ➡           |
|        |                                       |         |       |        |             |

## 神奈川県秦野市の例

### 力 一般会計からの繰入金

公共下水道事業は、汚水処理と雨水処理で構成されていますが、雨水処理に係る事業については、その原因者が下水道使用者ではないことから、その費用は、一般会計から繰入されています。また、汚水処理に要する費用の一部も同様に繰入されていますが、これらは、総務省が定めた基準に基づき公費から負担することが認められています。

しかし、この基準に基づく公費からの負担をもってしても、使用料の収入不足から、基準を上回る一般会計からの繰入金も財源としています。

本市の公共下水道事業が平成 28(2016)年度に独立採算を原則とする地方公営企業に移行してから 4 年しか経過しておらず経営基盤が脆弱であることから、経営基盤の強化・安定化と、今後生じる施設の大量更新への資金的備えを両立させなくてはならない状況であることを鑑み、基準外として扱う繰入金の額は、経営状況を勘案しながら逡減させることとし、令和 9(2027)年度末に 0 円にすることを目標とします。

### 《基準外繰入金額》

| 令和元年度末<br>（決算） | 令和2年度末<br>（決算見込） | 令和8年度末<br>（中期使用料算定期間末） | 令和9年度末<br>（後期使用料算定期間初年度） |
|----------------|------------------|------------------------|--------------------------|
| 4億7,300万円      | 1億9,300万円        | 1億円                    | 0円                       |

## 埼玉県熊谷市の例

表9 下水道事業経営上の管理目標値

| 項目                       | 令和元年度<br>（実績値） | 令和12年度<br>（目標値） | 管理目標値の設定方針                                |
|--------------------------|----------------|-----------------|-------------------------------------------|
| 経費回収率（％）                 | 80.5           | 100             | 適正な下水道使用料の設定                              |
| 一般会計繰入金<br>（基準外繰入金）（百万円） | 646            | 0               | 総務省の一般会計繰出基準に基づかない繰入金（基準外繰入金）の低減          |
| 資金残高<br>（年度末繰越補填財源）（百万円） | 154            | 900程度以上         | 安定した事業運営のための資金残高を確保<br>（下水道使用料収入の半分以上を目標） |

## 埼玉県さいたま市の例

| 取組Ⅱ-1-2  |             | 下水道未接続世帯への普及啓発活動の推進                                                               |       |       |       |                   |  |
|----------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------------------|--|
| 5年間の取組内容 |             | 下水道供用区域において、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全や適正な下水道事業経営に資するため、下水道未接続世帯に対し、普及指導員による普及啓発活動を実施します。 |       |       |       |                   |  |
| 目標指標     | 実績          | 各年度の目標                                                                            |       |       |       |                   |  |
|          | 令和2年度末(見込み) | 令和3年度                                                                             | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度             |  |
| 水洗化率※    | 97.5%       | 97.6%                                                                             | 97.8% | 97.9% | 98.0% | 98.1%<br>0.6ポイント増 |  |

# 【参考】定量的な業績指標及び目標年限の記載例（3. ①関係）

## 山形県鶴岡市の例

### 4.3 経営目標

基本方針の「次世代へつなぐ持続可能な下水道経営」に向けた経営目標を以下のとおり設定し、具体的な数値目標を掲げることで、経営の見える化を図ります。

表 4-1 経営目標

|            | 経常収支<br>比率 | 累積欠損金<br>比率 | 経費回収率  | 一般会計繰入金<br>削減率<br>(対令和2年度比) | 資金残高    |
|------------|------------|-------------|--------|-----------------------------|---------|
| 現 状<br>R2  | 103.2%     | 0%          | 98.6%  | 0%                          | 約 18 億円 |
| 目 標<br>R13 | 100%以上     | 0%          | 100%以上 | -30%                        | 4 億円    |

## 千葉県木更津市の例

### 5.3 経費回収率の向上に向けたロードマップについて

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付け国水企第34号）を踏まえ、経費回収率の向上に向けた業績目標を以下のとおり示します。

表 6 経費回収率の予測

| 経費回収率      | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R9    | R10   | R11   | R12   |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 料金収入(百万円)  | 1,166 | 1,194 | 1,222 | 1,243 | 1,265 | 1,286 | 1,306 | 1,325 | 1,342 | 1,363 |
| 汚水処理費(百万円) | 1,166 | 1,194 | 1,222 | 1,243 | 1,265 | 1,286 | 1,306 | 1,325 | 1,342 | 1,363 |

①実施予定時期：令和3～12年度の10年間

②経費回収率向上に係る具体的な取組：

- 水洗普及活動等により、水洗化率を向上させて下水道使用料の増収を図ります。
- ストックマネジメント支援制度を活用した省エネルギー設備の積極的な導入により、動力費等の固定経費削減に取り組み、汚水処理原価の抑制に努めます。

③業績目標：

- 将来の料金収入確保のため各種計画を踏まえた必要な投資を行います。本経営戦略において定めた建設改良事業における総額の10%を超えた追加投資は行わないものとします。
- 水洗化率を向上させて令和12年度末において87%以上とします。
- 令和3～12年度までの10年間に於いて経費回収率100%を維持します。
- 令和12年度において、令和3年度と比較して一般会計からの補助金（基準外繰入金）を20%以上削減します。

※各自治体の経営戦略より抜粋

## 神奈川県厚木市の例

### 3 経費回収率の向上に向けたロードマップ

ここでは、国土交通省から発出された「社会資本整備交付金交付要綱の改正について（令和2年3月31日付け国官会第29901号）」及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について（令和2年7月21日付け国水企第34号）」に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを示します。

本市の公共下水道事業の令和2年度決算に基づく経費回収率は112.04%です。人口減少などにより下水道使用料の緩やかな減収が見込まれていますが、計画期間内は経費回収率100%以上を達成可能な見込みであり、当面は下水道使用料の改定は不要と判断しています。

しかし、今後、下水道施設の老朽化に伴う修繕費の増加や、景気の後退に伴う下水道使用料収入の低迷、流域下水道への負担金の増加など、必ずしも収支状況が予測どおりになるとは限りません。

そのため、毎年度、収支計画と決算を比較することによりどの程度の乖離が生じているかを把握するとともに、経営指標による評価を行い、収支構造の適切性について検証します。また、定期的に収支計画を見直し、下水道使用料改定の必要性を検討した上で本ビジョンを改定することとします。

|             | R3     | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13  |
|-------------|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|------|
| 経営指標の検証     | ●      | ●  | ●  | ●  | ●  | ●  | ●  | ●   | ●   | ●   | ●    |
| 投資財政計画見直し   | ●      |    |    |    | ●  |    |    |     |     | ●   |      |
| 使用料改定の必要性検討 | ●      |    |    |    | ●  |    |    |     |     | ●   |      |
| 経営ビジョンの改定   | ●      |    |    |    |    | ●  |    |     |     |     | ●    |
| 経費回収率       | 100%以上 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |      |
| 流動比率        | 70%    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 200% |

図15 経費回収率の向上に向けたロードマップ

【目標】各年度の経費回収率100%以上を実現しながら、流動比率を高めます。



# 【参考】定量的な業績指標及び目標年限の記載例（3. ①関係）

## 宮城県仙台市の例

### 施策15 財務基盤の強化

節水機器の普及や将来的な人口減少などにより、下水道使用料収入の減少が見込まれる一方で、老朽化施設の更新費用が増大するなど、下水道事業の財政状況は今後ますます厳しくなると予想されます。このような状況にあっても、公営企業としての下水道事業の健全性を確保し、継続的に良質な下水道サービスを提供していくために、財務基盤強化の取り組みを推進します。

### 達成目標

| 成果指標      | 目標の方向性 | 現状値 [R元年度]  | 目標値       |
|-----------|--------|-------------|-----------|
| 経費回収率【再掲】 | 維持（→）  | 116.4%      | 毎年度100%以上 |
| 経常収支比率    | 維持（→）  | 108.7%      | 毎年度100%以上 |
| 企業債残高     | 減少（↓）  | 189,211 百万円 | 毎年度減少     |

## 福岡県大川市の例

### ■経費回収率向上に向けたロードマップ

下水道事業における経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

本市下水道事業はすでに経費回収率100%を達成しており、計画期間中においても100%で推移する見込みです。

毎年度のモニタリングを経て、おおむね5年後に経営戦略を改定する際、下水道使用料に関しては、他の財源確保や支出削減に注力することで利用者負担を最小限に抑えることを基本とし、必要に応じて下水道使用料の在り方を検討することとします。

表 経費回収率向上に向けたロードマップ

|             | R4          | R5     | R6     | R7     | R8         | R9                    | R10    | R11    | R12    | R13        |
|-------------|-------------|--------|--------|--------|------------|-----------------------|--------|--------|--------|------------|
| 経費回収率(計画値)  | 100.0%      | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0%     | 100.0%                | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0%     |
| 各種見直しスケジュール | 事業計画<br>見直し |        |        |        | 経営戦略<br>改定 | (必要に応じて)<br>使用料水準の見直し |        |        |        | 経営戦略<br>改定 |

## 東京都稲城市の例

### 6.4.2 経費回収率

経費回収率<sup>※</sup>は、使用料収入を汚水処理費<sup>※</sup>で除すことにより算出します。

前段の汚水処理原価<sup>※</sup>と同様に、人口増加による使用料収入の増加と汚水処理費が横ばいとなることを見込まれる為、経費回収率は100%超を継続することが想定されます。

しかし、今後の改築更新によって汚水処理費が増大する可能性もあるため、経営の状況は管渠老朽化等の影響を受け変動します。

経営戦略期間中は、経費回収率100%の維持を目標とします。



図 6-11 今後の経費回収率の推計

## 東京都羽村市の例

### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

|                    |                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使用料の見直しに関する事項      | 計画期間中に、経常収支比率100%以上を目指す。<br>そのためには、令和13(2031)年度までに使用料を平均17%増額改定する必要となります。<br>別添の様式2の投資・財政計画(収支計画:使用料改定)では、令和6(2024)年度に10%、令和13(2031)年度に7%の下水道使用料の増額改定を前提として算出しています。<br>使用料改定を具体的に検討する際には、使用料体系や対象となる経費などを分析し、その結果も考慮した上で、見直しの検討を行います。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 該当する資産がありません。                                                                                                                                                                                                                         |
| その他の取組             | 現在、未反映の取組や検討予定のものはありません。                                                                                                                                                                                                              |

# 【参考】定量的な業績指標及び目標年限の記載例（3. ①関係）

## 滋賀県草津市の例

### 目標2（経営の健全化）

| 行動計画                                                                                                                                                                                                   | 成果指標                   | 単位 | 実績   |                | 目標値  |      | 望ましい方向 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----|------|----------------|------|------|--------|
|                                                                                                                                                                                                        |                        |    | R1   | R2             | R9   | R15  |        |
| ①独立採算の実現                                                                                                                                                                                               | ※一般会計繰入総額に占める基準内繰入額の割合 | %  | 68.4 | 59.3<br>(71.7) | 71.2 | 100  | ↑      |
| ・基準内繰入額とは、下水道事業に対し、一般会計が負担すべき繰出金の基準として、総務省から通知されている繰入額のことです。<br>・目標値の100%とは、総務省が示す基準外の繰入金がなく、独立採算が実現できている状態です。<br>※農業集落排水事業に係る一般会計補助金を除く<br>※（ ）内は基本料金免除に係る繰入を除いた場合の実績                                 |                        |    |      |                |      |      |        |
| ②水洗化率の向上                                                                                                                                                                                               | 水洗化率                   | %  | 97.9 | 98.4           | 98.9 | 99.6 | ↑      |
| ・水洗化率とは、下水道が既に整備された区域内の人口に対して、実際に下水道に接続している人口の割合です。<br>・目標値の98.9%とは、令和18年度に100%となる目標に向けて、令和9年度時点での達成目標値です。<br>・目標値の99.6%とは、令和18年度に100%となる目標に向けて、令和15年度時点での達成目標値です。                                     |                        |    |      |                |      |      |        |
| ③顧客ニーズの把握とサービス向上                                                                                                                                                                                       | 「下水道の安定運営」に満足している市民の割合 | %  | 38.2 | 36.6           | 38.0 | 39.2 | ↑      |
| ・「下水道の安定運営」に満足している市民の割合とは、市民意識調査の回答項目（「満足」・「やや満足」・「ふつう」・「やや不満」・「不満」）のうち、「満足」・「やや満足」の回答割合を示すもので、下水道事業に係る総合的なサービスに対する満足度であり、第6次草津市総合計画と同じ指標としています。<br>・目標値の設定については、令和2年度の実績値を基準とし、過去の年平均増加数を加算した値としています。 |                        |    |      |                |      |      |        |

※④不明水対策については、正確な不明水量の把握が困難であり、効果検証ができないため、指標の設定はしていません。

↑ 数値が大きいほど望ましい指標    ↓ 数値が小さいほど望ましい指標

## 北海道千歳市の例

### （1）経営基盤の強化

中長期的な収支見通しに基づき、投資試算と財源試算の収支バランスの均衡を図るとともに、事業の優先順位付けや平準化を行い、持続可能な経営基盤の強化を目指します。

財務会計システムの更新などによる業務の効率化や省力化を行い、経費の縮減に努めるとともに、各指標の目標達成状況の把握や収支計画と実績との比較検証を行うなど、経営分析等に基づく経営管理を行い、持続可能な経営の確保に取り組みます。

| 関連指標 | 指標名          | 単位 | R2<br>現状値 | R8<br>目標値 | R13<br>目標値 | 達成基準   |
|------|--------------|----|-----------|-----------|------------|--------|
|      | 経常収支比率       | %  | 105.3     | 102.6     | 103.4      | 100%以上 |
|      | 流動比率         | %  | 326.3     | 236.0     | 239.4      | 200%以上 |
|      | 企業債残高対事業規模比率 | %  | 366.2     | 329.0     | 286.3      | ↘      |
|      | 経費回収率        | %  | 97.4      | 98.5      | 101.1      | 100%以上 |
|      | 汚水処理原価       | 円  | 98.4      | 98.3      | 95.8       | ↘      |
|      | 施設利用率        | %  | 72.4      | 79.6      | 80.2       | ↗      |
|      | 水洗化率         | %  | 99.9      | 99.9      | 99.9       | ↗      |

◆施設利用率及び水洗化率は公共下水道事業のみの数値です。

◆達成基準は、数値を上げていくことが目標の場合は「↗」、数値を下げていくことが目標の場合は「↘」を掲載しています。（以下、同じ。）



# 【参考】定量的な業績指標及び目標年限の記載例（3. ①関係）

## 千葉県我孫子市の例

### 5.2 経費回収率の向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡 令和2年7月22日）を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標）を以下の通り示します。

＜具体的な取組及び実施時期、業績目標＞

#### 1) 水洗化率の向上

令和2年度における我孫子市の水洗化率は99.02%となっています。未接続者からは下水道使用料を徴収できないため、広報での周知や戸別訪問などを行い、水洗化率の向上と使用料の増収を図ります。

業績目標：令和9年度 水洗化率 99.07%  
令和13年度 水洗化率 99.26%

表 5.2-1 水洗化率の推計値

| 項目      | 経営戦略計画期間 |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|---------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | R4       | R5    | R6    | R7    | R8    | R9    | R10   | R11   | R12   | R13   |
| 水洗化率(%) | 99.03    | 99.04 | 99.05 | 99.05 | 99.06 | 99.07 | 99.12 | 99.16 | 99.21 | 99.26 |

#### 2) 下水道使用料の適正化

経費回収率を向上させるため、下水道使用料の適正化を行います。

最終的な目標は経費回収率100%の達成ですが、利用者の急激な負担増加に配慮するため、まず令和4年度に、令和2年度の使用料単価に対して改定率13%の下水道使用料改定を行い、経費回収率92.75%を目指します。

さらに、5年後の令和9年度までに使用料適正化についての再検討を行い、令和9年度に経費回収率100%を達成することを目標とします。

業績目標：令和4年度 経費回収率 92.75%  
令和9年度 経費回収率 100.00%

表 5.2-2 経費回収率の推計値

| 項目       | 経営戦略計画期間 |       |       |       |       |        |        |        |        |        |
|----------|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          | R4       | R5    | R6    | R7    | R8    | R9     | R10    | R11    | R12    | R13    |
| 経費回収率(%) | 92.75    | 92.75 | 92.75 | 92.75 | 92.75 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

## 山梨県甲斐市の例

### 4.3 数値目標及び目標年限

本経営戦略期間中の数値目標を以下に示します。

表 4-1 経営戦略数値目標

| 項目          | 目標            | 概要                                                                                                     |
|-------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水洗化率(%)     | 90%以上         | 新規整備区域拡大後も、現状以上の水洗化率を目指す。                                                                              |
| 経費回収率(%)    | 90%以上         | 本経営戦略の計画期間内である令和13年度(2031年度)までに90%以上を目指す。                                                              |
| 使用料単価(円/m³) | 140円/m³(税抜)以上 | 早急に変更料改定の検討に着手する。<br>計画期間内に定期的に使用料改定の検討を行い、本経営戦略の計画期間内である令和13年度までに、段階的に使用料を改定し140円/m³(同類型団体平均・税抜)を目指す。 |

## 大阪府堺市の例

### 【目標値】○数字は事業取組番号

| 取組内容         | 指標又は実施内容     | 単位 | H26末(実績) | H27末(見込) | H28                      | H29 | H30 | H31 | H32   | H26政令市平均 |
|--------------|--------------|----|----------|----------|--------------------------|-----|-----|-----|-------|----------|
| ⑤安定した経営基盤の構築 | 下水道接続率(水洗化率) | %  | 94.2     | 94.1     | 接続促進の取組の強化、無届接続をなくす取組の実施 |     |     |     | 96.3  | 97.0     |
|              | 収納率          | %  | 99.77    | 99.80    | 未収金回収業務及び業者指導の強化、法的対策など  |     |     |     | 99.90 | —        |
|              | 口座振替率        | %  | 73.5     | 73.2     | 口座振替制度の推奨                |     |     |     | 76.5  | 72.6     |
|              | 累積欠損金        | 億円 | △53      | △50      | △46                      | △40 | △27 | △11 | 7     | —        |
|              | 経常収支比率       | %  | 106.2    | 105.2    | 100以上                    |     |     |     | 100以上 | 106.6    |

※平成27年12月末現在の値

※各自治体の経営戦略より抜粋

# 【参考】収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②a関係)

## 千葉県千葉市の例

|        |                                                                                                                  |    |    |        |    |    |         |         |     |         |     |     |  |  |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|--------|----|----|---------|---------|-----|---------|-----|-----|--|--|
| 取組2    | 下水道使用料の見直し                                                                                                       |    |    |        |    |    |         |         |     |         |     |     |  |  |
| 概要     | 新型コロナウイルス感染症による市民生活や市内経済への影響を見極めながら、計画期間中に見込まれる資金不足に対応するため、今後の人口減少や排水需要の見通しを踏まえ、2023(令和5)年度を目途に下水道使用料改定を見込んでいます。 |    |    |        |    |    |         |         |     |         |     |     |  |  |
| 主な事業   | 2023(令和5)年度を目途に下水道使用料を改定                                                                                         |    |    |        |    |    |         |         |     |         |     |     |  |  |
| 実施計画   | R3                                                                                                               | R4 | R5 | R6     | R7 | R8 | R9      | R10     | R11 | R12     | R13 | R14 |  |  |
| 改定の検討  | ⇒                                                                                                                | ⇒  |    |        |    |    |         |         |     |         |     |     |  |  |
| インプット  | 下水道使用料改定                                                                                                         |    |    |        |    |    |         | R4までに検討 |     |         |     |     |  |  |
| アウトプット |                                                                                                                  |    |    | 目標の方向性 |    |    | 現状値(R2) |         |     | 目標(R14) |     |     |  |  |
| 経費回収率  |                                                                                                                  |    |    | 増加(↑)  |    |    | 100.8%  |         |     | 105.5%  |     |     |  |  |

## 福井県あわら市の例

### (1) 収益性・健全性

- ① 水洗化率の向上による使用料収入の増収を図るため、接続の促進(広報活動の充実、戸別訪問の推進)を実施します。
- ② 整備手法、優先順位、整備速度などを検討した上で、事業費を平準化し、事業計画を遂行します。
- ③ 更なる経営基盤の強化を図るため、2019年(平成31年)4月1日より、残りの青ノ木、宮谷地区の農業集落排水事業を公共下水道へ編入します。
- ④ 健全な事業経営を確保する水準となるよう、2021年4月より使用料の改定を見込みます。

## 熊本県合志市の例

### (2) 経費回収率の適正化

汚水処理に要する経費は、経営に伴う収入を充てることが基本であり、下水道使用料などで賄うことが本来の姿です。しかし、本市の汚水処理に要する経費のうち下水道使用料が占める割合は、例えば公共下水道事業の場合、全国平均で101.26%であるのに対し、本市は85.40%(2017年度(平成29年度)決算)となっています。

このような状況から、市長の諮問を受けた合志市上下水道事業運営審議会は、1年間かけて審議し、「合志市下水道使用料体系のあり方」答申書を2019年(平成31年)3月14日に荒木市長に提出しました。答申では、下水道使用料の改定を4年毎に10%ずつ、3回に分けて引き上げ、3回目の2027年度(新元号9年度)の改定で、適正な回収率水準に達することを目指すべきとされています。

これを踏まえ、使用料改定により回収率の向上に努め、経営基盤の強化を図ります。

### 【使用料の改定タイミング】

| 元号                                | H29  | H30  | H31  | 新元号2 | 新3   | 新4   | 新5   | 新6   | 新7   | 新8   | 新9   | 新10  | 新11  | 新12  | 新13        |
|-----------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------------|
| 西暦                                | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031       |
| 合志市下水道事業経営戦略 第1期(2019~2031) ※13年間 |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |            |
| 定額と変額見直し                          |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 次期の経営戦略の策定 |
| 使用料見直し                            |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |            |
| 改定の検討(諮問・審議)                      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |            |
| 使用料改定                             |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |            |

## 愛知県名古屋市例

### 5-4 再生可能エネルギーの有効活用

- バイオマスエネルギーとして下水汚泥を有効に活用するため、下水汚泥から石炭代替燃料として利用可能な固形燃料化物を空見スラッジリサイクルセンターにおいて製造し、近隣施設での有効利用を推進します。
- 高度処理を行った下水再生水を水源の乏しい河川の水源や都市部のせせらぎ創出のために引き続き有効活用します。また、下水処理水の水温は年間を通して安定しており、外気温と比較して冬は温かく、夏は冷たいという特性を活かし、地域冷暖房施設の熱源として利用するなど下水処理水の熱エネルギーの有効活用を引き続き進めます。
- 上下水道局の建物の上部を民間企業に貸し出し、太陽光発電設備の設置を引き続き促進することで、太陽光エネルギーの有効活用を図ります。

| 主な取り組みの年次計画 | R1<br>(2019) | R2<br>(2020) | R3<br>(2021) | R4<br>(2022) | R5<br>(2023) | R6~10 見通し<br>(2024~2028)                             |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------------------------------------------------|
| 下水汚泥の有効利用   |              |              |              |              |              | 空見スラッジリサイクルセンターで製造した固形燃料化物の有効利用                      |
| 下水再生水等の有効活用 |              |              |              |              |              | 水源や都市部のせせらぎ創出、地域冷暖房施設の熱源などへの有効活用                     |
| 太陽光発電設備の設置  |              |              |              |              |              | 空見スラッジリサイクルセンター・大治浄水場・守山水処理センターでの設置<br>新たな設置場所の検討・設置 |

※各自治体の経営戦略より抜粋



# 【参考】収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②a関係)

## 山形県鶴岡市の例

### 5.3 経営基盤の強化

ここでは、下水道事業の安定した収入の確保や、PPP/PFI 手法の活用による業務体制の見直しなど、経営基盤の強化に関する取組を整理します。

#### b) バイオガス発電事業

民間事業者が鶴岡浄化センター敷地内にガス発電設備を設置し、本市から購入した消化ガスを使用して発電した電気を FIT 制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）で売電している事業です。

今後も下水処理の工程から得られるエネルギーを有効活用するとともに、消化ガス売却による安定的な収益を確保していきます。

#### a) 下水道資源の有効活用

##### ① BISTRO 下水道の推進

本市では、下水道資源を「食」につなげる取組として、消化ガス発電の余剰熱を利用した温室栽培や処理水かんがいによる飼料用米の栽培、処理水による水耕栽培、さらには処理水で育てた藻類による鮎の養殖を行っています。

下水道資源の「農・水産業」への有効活用について産学官で連携して調査・検証を進め、下水道事業における地域貢献と資源の地域内循環をめざします。

##### ② 継続的な資源化事業の実施

###### 1) コンポスト

本市では、汚水処理工程で発生した汚泥を、緑農地還元を目的に汚泥発酵肥料「つるおかコンポスト」として製造・販売しています。下水汚泥は有機物を多く含み、それを基に製造されたコンポストは肥料として高い効果を発揮しており、今後も需要が見込まれるため、継続して取り組んでいきます。

###### 2) 消化ガス

本市では、平成 27（2015）年 10 月に鶴岡浄化センター内に整備した「鶴岡バイオガスパワー」によって「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」を用いた民設民営による発電事業を実施しており、汚水処理工程で発生する消化ガスを燃料として売却しています。（図 4-4）

従来は焼却処理されていた消化ガスを再生可能エネルギーとして有効活用することで、今

詳細は鶴岡市下水道ビジョン(R4.3)で紹介

## 神奈川県葉山町の例

### 2) 使用料改定率・実施時期の設定

使用料改定の実施時期・改定率は、国土交通省より発出された事務連絡及び使用料改定検討スケジュールを考慮して、表 3.1 のとおり設定します。

表 3.1 使用料改定の実施時期・改定率

| 項 目    | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 料金改定率  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営基盤の強化の観点から、料金改定の最終目標として、経費回収率 100%となる料金設定を目指す。急激な使用料増額に伴う町民負担増にならないように、段階的な料金改定を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 第 1 段階：経費回収率 95%を目指して改定率を設定<br/>⇒約 150 円/m<sup>3</sup> 改定率 12.8%</li> <li>➢ 第 2 段階：経費回収率 100%を目指して改定率を設定<br/>⇒約 165 円/m<sup>3</sup> 改定率 10.0%</li> </ul> </li> </ul> |
| 料金改定時期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 1 段階：令和 8 年度より新料金体系を実施</li> <li>● 第 2 段階：令和 14 年度より新料金体系を実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |

※ 改定時の使用料単価は現状の試算に基づくものであり、詳細な使用料体系、料金設定については、使用料改定詳細検討の際に、検討実施時点の経営状況を踏まえて算定されます。

後も温室効果ガスの削減や脱炭素社会へ貢献していきます。

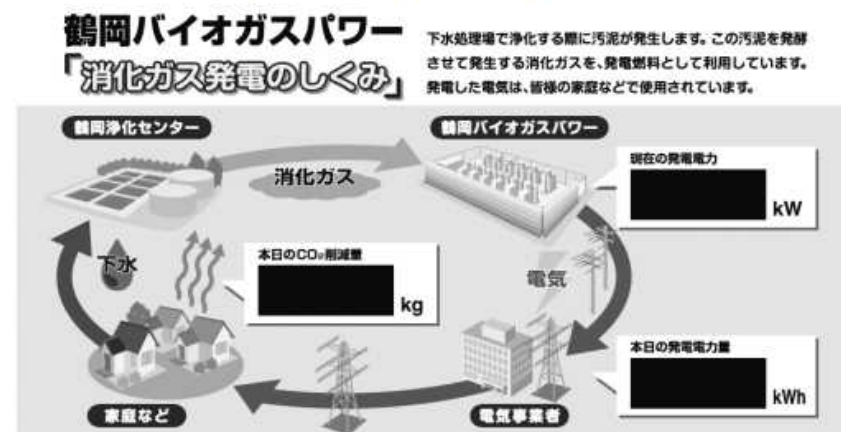


図 4-4 鶴岡バイオガスパワーのイメージ

# 【参考】収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②a関係)

## 広島県呉市の例

### (6) 下水道使用料水準の見直し

水道事業と同様、これまで職員数の削減や民間活力の導入などの経費の節減により今後見込まれる資金残高不足額の解消に努めてきましたが、資本費平準化償還額の急激な増加に対応できるだけの資金が確保できず、近い将来の資金残高不足は回避できない見込みであるため、令和2年4月1日に下水道使用料の改定を行います。

#### ア 下水道使用料の改定及び平均改定率

資金残高不足を回避するとともに、円滑な事業運営を行うため計画期間を通じて資金残高を4億円程度確保し、また、下水道普及率の上昇に伴い、受益者負担の適正化を図るため下水道使用料を改定します。

平均改定率は、期間中に増額すべき純利益総額を期間中の下水道使用料総額（料金改定前）で割った値となり、9.9%となります。

| ●財政収支計画(抜粋)           |       | ●平均改定率の算定             |          |
|-----------------------|-------|-----------------------|----------|
| (百万円)                 |       | (百万円:税抜)              |          |
| ① 資金残高を確保するために必要な額    | 971   | 増額すべき純利益総額            | = 1,371  |
| 令和5年度末資金残高(見込)        | △ 571 | 算定期間中の下水道使用料総額(料金改定前) | = 13,861 |
| 令和5年度末資金残高(目標)        | 400   |                       |          |
| ② 受益者負担の適正化を図るために必要な額 | 400   |                       |          |
| ①+②純利益を増額すべき額         | 1,371 | 平均改定率                 | = 9.9%   |

#### イ 経費節減の取組による料金改定率の抑制

水道事業と同様、これまで職員数の削減など経費節減の実施に努めてきたことなどにより、今回実施する平均改定率を抑制しています。

|        | 経費節減未実施<br>平均改定率(A) | 経費節減実施後<br>平均改定率(B) | 経費節減により抑制した<br>改定率(B)－(A) |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------------|
| 下水道使用料 | 16.9%               | 9.9%                | △7.0%                     |

## 山口県山口市の例

### (3) 新たな取り組みへの挑戦

#### ① 消化ガスを有効活用して新たな収益を得ます。

山口浄化センターにおいて、汚泥処理過程で発生する消化ガス（メタンガス）を燃料とする発電を民設民営方式で行います。市は民間事業者が消化ガスを燃料として売却することで収益を得ることができます。民間事業者は、設備投資や運転管理等を担うことになりますが、発電して得た電力を売却することで収益を得ます。

民間事業者は、平成28年度に決定しており、平成29年度に準備、平成30年度から20年間にわたって発電事業を行うこととしています。

※ 民設民営方式…公共サービスの提供に際して、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法です。

## 宮崎県宮崎市の例

### (4) 下水汚泥肥料(乾燥肥料)の利用促進

下水汚泥を消化脱水後、乾燥処理し、衛生的で使いやすい顆粒状の肥料として生産し、農業用・家庭用などに販売しているほか、地域の植栽ボランティア活動などに対し無償で配布するなどの活用策に取り組んでいます。この肥料は、1袋15kg入りで60円で販売しており、平成29年度実績で年間約7万袋が利用されました。

また、平成30年度からは、乾燥肥料の袋デザインを佐土原高校と官学コラボでリニューアルし、愛称を「てげいい土(ど)」に決定するなどイメージアップによる利用促進に取り組んでいます。





## 【参考】支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例（3. ②b 関係）

### 愛知県豊明市の例

#### ② 民間活用、広域化・共同化事業

経営の効率化を図るため、委託業務の包括発注や近隣市町との業務の共同化を推進します。

| 期 間  | 前期（令和3～7年度）                                                      | 後期（令和8～12年度）                 |
|------|------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 事業内容 | マンホールポンプの常時監視業務と維持管理業務の包括発注について継続する。<br>業務の共同化については、関係市町と検討を進める。 |                              |
| 成果指標 | 包括委託の件数 1件以上<br>共同化の業務数 1件以上                                     | 包括委託の件数 1件以上<br>共同化の業務数 1件以上 |

### 北海道登別市の例

#### ③ 汚水処理原価の低減について（抜粋）

これまで、市では、維持管理費の縮減に向けた取組として、若山浄化センターの水処理施設内において、適正な送風が可能となる曝気装置への機器更新を順次行ってきました。その結果、処理場全体の電力消費量の削減効果が現れており、施設の効率的な運転による汚水処理原価の低減が図られたものと考えております。

今後も、老朽化した施設の改築更新に合わせて、省電力型の機器類への転換を図るほか、運転管理による更なるエネルギーの削減や省力化について維持管理業者と共に研究や実験を重ね、汚水処理原価低減に向けた取組について検討を進め、具体的な対策に繋げることとします。

#### （2）下水道事業の経営状況（抜粋）

本市公共下水道事業の汚水処理原価は、最も数値が大きい平成30年度では210.98円となっていました。令和2年度には176.50円と改善しており、これは若山浄化センターにおける水処理施設の曝気装置更新等により、維持管理費の縮減が図られたことによるものと考えます。

### 千葉県千葉市の例

#### 処理場・ポンプ場等の民間活用の推進

⇒処理場及びポンプ場の設備点検や運転管理で実施している包括的民間委託を継続して実施

|      |                                                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組1  | 処理場・ポンプ場等の維持管理における民間活用の推進（包括的民間委託）                                                                                                       |
| 概 要  | 老朽化施設の増加に伴う施設の改築更新・再構築が今後加速・集中していくことや災害時の対応への課題なども踏まえ、社会情勢の変化等に応じて、下水道事業へ求められる質を確保しながらも効率性を実現するための有効な方策の一つとして、民間活力を活用し、協働・連携して維持管理を行います。 |
| 主な事業 | 中央処理区（中央浄化センター）・南部処理区（南部浄化センター）における処理場・ポンプ場等の包括的維持管理                                                                                     |

### 新潟県加茂市の例

#### 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

指定管理者制度や PPP/PFI については、現在の民間委託を継続しつつ、他団体の動向を注視し検討していく予定です。

下水道使用料及び水道料金徴収業務の民間委託を令和8年度までに実現できるよう、水道事業と連携し滞納者の解消に努めます。

# 【参考】支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②b 関係)

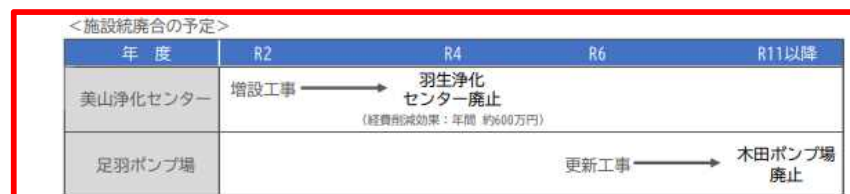
## 福井県福井市の例

### 第7章 経営基盤強化の取組

#### 1 事業の効率化

##### (5) 施設の統廃合、ダウンサイジング

- ◇美山浄化センターの処理能力の増強に併せて、羽生浄化センターを廃止します。
- ◇足羽ポンプ場の排水能力増強に併せて、同排水区内の木田ポンプ場を廃止します。
- ◇今後も計画の見直しや施設の更新時に、統廃合やダウンサイジングを検討します。



## 香川県観音寺市の例

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項            | <p>【公共下水道】<br/>観音寺市下水道広域化推進総合事業計画を基に、令和6年度から最適化事業の運用を開始します。また、香川県主導の香川県汚水処理事業効率化協議会に参画し、汚水処理の事業運営の効率化に努めます。</p> <p>【農業集落排水】<br/>公共下水道への接続については、距離及び地形的に難しく、整備費を考慮し下水道への接続は推進しないこととしますが、施設の統廃合については、処理区の統合や観音寺市生活排水処理構想の農業集落排水処理区域を廃止し、合併浄化槽による汚水処理区域として見直しを行うなど抜本的な改革を検討します。</p> |
| 投資の平準化に関する事項                 | <p>【公共下水道】<br/>未整備地区の整備及び改築・更新事業等は、アクションプラン、ストックマネジメント計画に基く投資費用の平準化をしており、今後も、これらの計画に基づき事業を実施する予定です。</p> <p>【農業集落排水】<br/>機能診断を行ったうえで長寿命化が見込まれる工法や手法により計画的に修繕を実施し、平準化に努めます。</p>                                                                                                    |
| 民間活力の活用に関する事項<br>(PPP/PFIなど) | 現在の包括的民間委託等を継続しつつ、類似団体の実績を踏まえて検討していきます。                                                                                                                                                                                                                                          |

## 静岡県浜松市の例

### 4.6.1 コンセッション方式等官民連携活用による運営体制の構築

#### 施策目標：西遠処理区においてコンセッション方式を導入する

##### ●積極的な民間活力の導入 【重要】

平成28年4月に静岡県より移管される西遠浄化センターと2箇所のポンプ場では、施設の所有権は市に残したまま、民間事業者に維持管理及び改築事業等を一括して委ねる「公共施設等運営事業」(コンセッション方式)により、移管に伴う人員や運営経費の増加を最小限に留めます。

また、小規模で維持管理が非効率な施設においては複数の施設の維持管理を一括して民間委託する「包括的民間委託」を進め、運営の効率化と経費の削減を図ります。

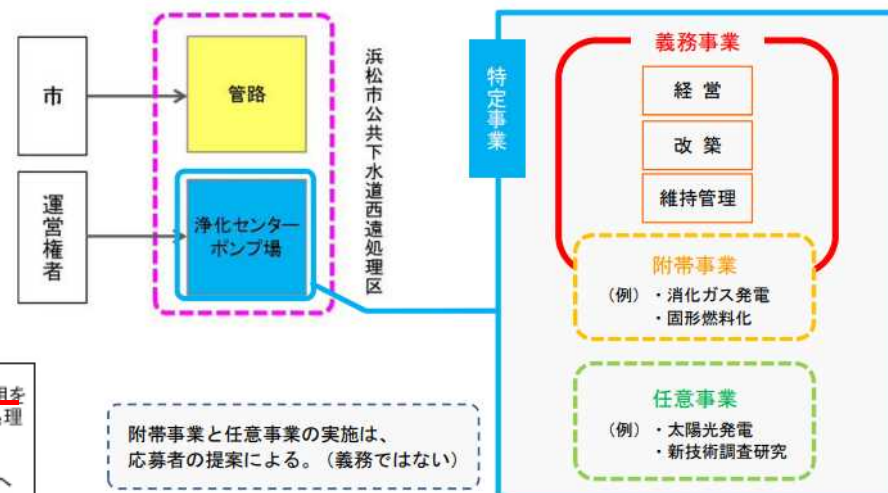


図4-6-1-1 西遠処理区におけるコンセッションの業務範囲



# 【参考】支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例（3. ②b 関係）

## 福岡県久留米市の例

### 取組み2：省エネ機器の導入

#### 現状と課題

下水処理においては、水処理及び汚泥処理の過程で多くの電力を使用するため、温室効果ガスの減量が課題となっています。

そのため、浄化センターでは、使用電力の削減を目標とし、効率的な機械の運転や使用機器の運転時間の最適化を図るとともに、施設の増設・更新時には省エネルギーに配慮した機器の導入を行っています。

今後、下水道の普及や処理の高度化に伴い、温室効果ガス排出量は増大していくと予想され、その削減に対応する必要があります。

#### 具体的な取組み

- ・使用機器の運転時間の最適化などにより省エネルギー化に取り組みます。
- ・機器増設・更新時に省エネルギー機器を導入します。
- ・汚水処理にかかる使用エネルギー量の削減に取り組みます。



▲ 消化槽（南部浄化センター）

#### スケジュール

|             | 前期 |    |    | 中期 |    |    | 後期 |     |     |     |
|-------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| (年度)        | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 省エネルギー機器の導入 | →  |    |    | →  |    |    | →  |     |     |     |

#### 取組指標

|                     | 前期    |       |       | 中期    |       |       | 後期    |       |       |       |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (年度)                | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R9    | R10   | R11   | R12   |
| 使用エネルギー削減量<br>(kWh) | 7,890 | 7,940 | 7,980 | 8,020 | 8,060 | 8,100 | 8,120 | 8,130 | 8,140 | 8,150 |

※令和2年度の使用エネルギー量見込（7,847,478kWh）を基準とし、年間0.1%削減した場合の削減量

### 取組み4：広域化・共同化の検討

#### 現状と課題

下水道事業における経営基盤強化の方策の一つとして、汚水処理関係4省（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）は、都道府県に対して、管内の全市町村とともに検討体制を構築し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請しています。

福岡県でも平成30年2月から計画策定に向けた取組みとして、全体会議や県内を7つのブロックに分けたブロック会議を通して、計画のとりまとめを進めているところです。

その取組みの中で、本市は久留米ブロック（7市町村＋2一部事務組合）のリーダーとして会議等に参加し、効果的な広域化・共同化の手法について研究、検討を行っています。

引き続き、県や近隣事業体と連携しながら先進事例の情報収集を行うとともに、本市にとって有効な広域化・共同化の手法について検討・実施していく必要があります。

#### 具体的な取組み

- ・令和5年度までに公共下水道への農業集落排水施設の統合について検討を行います。
- ・福岡県が令和4年度までに策定する「下水道広域化・共同化計画」の中で、し尿処理施設の広域化・共同化の検討を行うほか、他の統合事例や先進的事例の調査及び研究を行います。
- ・BCP等の災害対策をはじめとしたソフト面の広域化を検討及び実施します。

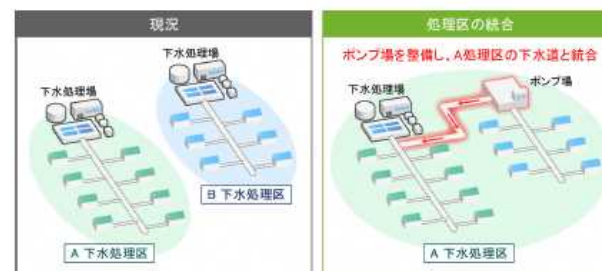


図3-4-5 広域化・共同化計画のイメージ

#### スケジュール

|                   | 前期 |    |    | 中期 |    |    | 後期 |     |     |     |
|-------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| (年度)              | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 公共下水道と農業集落排水施設の統合 |    | 検討 |    |    |    |    |    |     |     |     |
| 広域化・共同化の研究・調査     |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |

# 【参考】支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②b 関係)

## 山形県山形市の例

### ○再生可能エネルギーの活用

再生可能エネルギーの活用の取り組みとして、浄化センターにおいて消化ガス発電を導入し、その電力を場内で使用しております。

前期では、浄化センター内の年間電力消費量の約 60%分をまかないました。  
今後も、再生可能エネルギーを最大限に活用する必要があります。

消化ガス発電による電力自給率と年間の電気代削減額

| 区分             | 電力自給率 | 電気代削減額     |
|----------------|-------|------------|
| 消化ガス発電（浄化センター） | 約 60% | 約 5,000 万円 |



写真 消化ガス発電設備（燃料電池）

## 群馬県太田市の例

### (3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ア 維持管理費の抑制

※関連事業：公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・住宅団地汚水処理事業・農業集落排水事業

処理場の管理委託に係る単価の見直し、不明水対策及び効率的な修繕への取組みにより 5%程度の経費削減を図ります。

表 3-13 経費削減の効果(公共・特環・団地・農集)

|     | 経費 10 年間合計(百万円) |    |       |       |        |
|-----|-----------------|----|-------|-------|--------|
|     | 公共              | 特環 | 団地    | 農集    | 計      |
| 削減前 | 9,417           | 90 | 1,169 | 1,382 | 12,058 |
| 削減後 | 8,989           | 86 | 1,118 | 1,320 | 11,513 |
| 差額  | 428             | 4  | 51    | 62    | 545    |

合計で約 5 億 4,500 万円の経費削減(基準外繰入の削減)を見込むこととします。

## 栃木県佐野市の例

### 2-2 経営健全化の取組状況

#### 2-2-2 民間活用の状況

##### (1) 民間委託

本市では、佐野市水処理センター及び中継ポンプ場の維持管理業務について、下水道事業のサービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うため、平成 31(2019)年度から性能発注方式・複数年契約(5 年間)による包括的民間委託を導入しています。

下水道使用料は水道の使用水量に基づいて算定しているため、水道事業が一括して徴収事務を行うことにより効率化が図れることから、昭和 63 年 10 月から下水道使用料徴収事務を水道事業に委託しています。また、平成 19 年度から徴収業務を民間業者に委託し経営の健全化・効率化に努めています。

##### (2) PPP・PFI

佐野ハイブリッド発電株式会社と事業契約を締結し、平成 28(2016)年 4 月から汚泥処理過程で発生する消化ガスを利用した消化ガス発電および、敷地の有効活用として太陽光発電を行っています。本事業は、PFI 方式(独立採算型、BOT 方式)を採用し、設計・建設・維持管理を佐野ハイブリッド発電株式会社が実施し、20 年間の発電事業の後に、発電設備が市に無償譲渡される計画になっています。

消化ガス発電の概要は、発電機 5 台、発電出力 250kW(最大)、年間計画発電量 163 万 kWh/年、太陽光発電については、パネル枚数 3,616 枚、発電出力 940.16kW、年間計画発電量 98 万 kWh/年となっており、一般家庭に換算すると 720 世帯分の電力に相当します。



図 2-3 消化ガス発電設備(左)、太陽光発電設備(右)



# 【参考】支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②b 関係)

## 神奈川県横浜市の例

### 財政の基本方針と4か年の主な取組

下水道事業の運営に必要な財源を確保していくとともに、下水道の資源や資産を有効活用し、収入を確保します。また、民間活力を取り入れた効率的な執行体制を引き続き継続し支出を削減します。

#### ① 収入確保の推進

|    |   |                                                                                                                                                          |
|----|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内容 | ア | 計画期間中、下水道使用料は横ばいで推移すると見込んでいます。引き続き、接続調査などによる下水道使用料収入や国庫補助金等を確保していきます。                                                                                    |
|    |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公共下水道への接続調査</li> <li>●水道水以外を利用している利用者への適正な使用料徴収</li> <li>●国庫補助金の確保</li> <li>●長期的な財政見通しの把握による財源等の幅広い検討</li> </ul> |
|    | イ | 消化ガスの供給や再生水の販売等、下水道が生み出す様々な資源や資産を有効活用し、下水道使用料収入以外の収入を積極的に確保します。                                                                                          |
|    |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●下水道資源・資産の有効活用による収入の確保</li> </ul>                                                                                 |
|    | ウ | 未処分利益剰余金は、膨大な下水道施設の更新等に使用するために積み立てます。                                                                                                                    |
|    |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●未処分利益剰余金の建設改良積立金への積み立て</li> </ul>                                                                                |

#### ② 支出削減の推進

|    |   |                                                                                                                                                    |
|----|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内容 | ア | 電力料金などコスト削減に向けた取組を継続します。                                                                                                                           |
|    |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境に配慮しつつ、コスト削減を目指す多様な電力調達</li> <li>●省エネルギーの推進</li> <li>●役目を終えた暫定施設の廃止</li> <li>●効率的な施工による工事費の削減</li> </ul> |
|    | イ | PFI手法や包括的民間委託等、民間活力の活用を推進します。                                                                                                                      |
|    |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●水再生センター場内清掃点検委託の継続</li> <li>●汚泥資源化センター等における包括的管理委託の継続</li> <li>●PFI事業の推進</li> </ul>                        |
|    | ウ | 将来世代へ過度な負担とならないよう、企業債発行額は償還額の範囲内に抑え、企業債未償還残高を削減します。                                                                                                |
|    |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●企業債の適正発行</li> <li>●企業債未償還残高の削減(2017(平成29)年度末償還残高に比べ計画期間合計で約694億円削減)</li> </ul>                             |



#### 【4か年の財政見通し】

下水道使用料収入や国庫補助金等の収入確保と、電力料金削減等の支出削減に着実に取り組み、それらを踏まえて、4か年の財政見通しを算定します。※詳細はP63参照

### 主な取組内容

#### 1-② 支出削減の推進

|               |                              | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                     | 計画期間内目標                                                            |
|---------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| ア コストの削減      | 電力調達の多様化                     | 電力料金の削減<br>水再生センター等で使用する電気を、横浜型グリーン電力入札制度を活用し調達するなど、環境に配慮しつつ、電力調達を多様化し、電力料金を削減します。                                                                                                                                                                      | 9億1,800万円の改善効果                                                     |
|               | 省エネルギーの推進                    | 水再生センター等における運転管理方法の工夫・改善<br>新規模施設や水処理の高度処理化により、全体の電力使用量が増加する要因がありますが、運転計画や機器の設定変更等により、運転管理を工夫して省エネに取り組むことにより、電気料金等維持管理費の上昇を抑えます。                                                                                                                        | 過去5か年平均比電力量3% (約6,300千kWh/年) 削減                                    |
|               | 暫定施設の廃止                      | 暫定施設の廃止<br>雨水管が整備されるまでの間、浸水被害を防ぐため、暫定的にポンプ場を設置しています。雨水管の整備完了に伴い、計画期間中に1箇所のポンプ場を廃止し、電気料金等の維持管理費を削減します。                                                                                                                                                   | 600万円の改善効果                                                         |
|               | 効率的な施工による工事費削減               | 下水道管の布設工事(本管・取付管布設替え)において、他の地下埋設(ガス・水道・電気・道路等)工事と調整して同時に施工することで、舗装復旧費用等の削減を図ります。                                                                                                                                                                        | 3,900万円の改善効果                                                       |
| イ 民間活力の活用     | 場内清掃点検委託                     | 水再生センター場内清掃点検業務委託の継続<br>これまでに11水再生センター中10水再生センターで場内清掃点検業務を委託してきました。これらの水再生センターについて継続して場内清掃点検業務を委託します。                                                                                                                                                   | 9億3,100万円の改善効果                                                     |
|               | 包括的管理委託                      | 汚泥資源化センター(2箇所)では、民間事業者のノウハウを最大限に発揮できるよう、包括的管理委託を導入しています。今後もこの取組を継続し、改善効果の維持を目指します。                                                                                                                                                                      | 3億7,500万円の改善効果                                                     |
|               | 金沢水再生センター前処理施設における包括的管理委託の継続 | 都市開発及び中小企業の工場排水対策の一環として、金沢処理区の鶴浜地区及び福浦地区に工場排水の前処理施設を設置しています。今後も包括的管理委託を継続し、改善効果の維持を目指します。                                                                                                                                                               | 8,100万円の改善効果                                                       |
|               | PFI事業                        | 改良土プラント事業<br>改良土プラント事業、北部汚泥資源化センター消化ガス発電事業、北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業及び南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業において、PFI手法により運営コストの削減及び民間事業者等のノウハウを最大限活用し、効果的な事業運営を引き続き行います。<br>なお、改良土プラント事業は2018(平成30)年度に終了予定であり、2019(平成31)年度より北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業の一環として新たな改良土プラントが事業開始予定です。 | 1億8,000万円の改善効果<br>7,600万円の改善効果<br>3億1,600万円の改善効果<br>3億8,800万円の改善効果 |
| ウ 企業債未償還残高の削減 | 企業債未償還残高の削減                  | 将来世代へ過度な負担とならないよう、企業債発行額は償還額以内に抑え、企業債未償還残高を削減します。                                                                                                                                                                                                       | 計画期間中694億円削減                                                       |

※上記の各数値は項目ごとに四捨五入しています。

# 【参考】支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例（3. ②b 関係）

## 神奈川県鎌倉市の例

### ② 民間への委託

下水道事業については、これまでも下水道終末処理場の運転管理をはじめとして、様々な業務を民間に委託してきましたが、民間事業者の技術力や経営ノウハウによるインフラ管理は、下水道事業の多くの施設の経費削減に対して有効な取組です。

今後は、行政と民間事業者が役割分担し、民間の創意工夫が発揮できる場を設け、活用することで事務の効率化を図っていきます。

通常、民間に業務を委託する際には、単独業務を単年度契約で仕様規定による発注（作業の内容ややり方、回数を市が定めて発注する）が原則ですが、必要な情報を開示しながら、複数業務の一括発注、複数年度契約、性能規定による発注（作業の内容ややり方は示さず、性能を要求すること）を行うことで、作業の平準化や重複作業の効率化、民間の創意工夫を促し民間の技術的ノウハウの活用によるコスト削減を見込むことが可能となります。

表 1-7 主な民間管理委託

| 名称                     | 契約期間                 | 契約金額     |
|------------------------|----------------------|----------|
| 水処理施設等運転管理業務委託（長期継続契約） | 令和2年(2020年)7月1日から5年間 | 約5.2億円/年 |
| 汚泥焼却施設運転管理業務委託（長期継続契約） | 令和2年(2020年)8月1日から5年間 | 約0.8億円/年 |

## 宮城県仙台市の例

### 施策3 汚水施設の再構築

人口減少や節水機器の普及により、今後は汚水量の減少が見込まれていますが、これに伴い浄化センター等の施設には余力が生じることとなるため、施設の更新等に合わせて施設の集約化や施設規模の適正化を図り、効率的な汚水処理を実施します。それに加えて、施設の更新時には新たな活用方法について検討します。

### 達成目標

| 成果指標          | 目標の方向性 | 現状値 [R元年度] | 目標値                   |
|---------------|--------|------------|-----------------------|
| 施設再編に伴うコスト縮減額 | 増加(↑)  | —          | 計画期間5ヶ年の<br>累計で125百万円 |

### 取組項目6・7 施設の再編・再構築《下水道計画課、管路建設課、施設建設課》

- 汚水量の減少により施設に余力が生じるため、維持管理性やコスト縮減効果を勘案したうえで、受け入れ先となる施設の更新時期に合わせて、施設の再編に取り組みます。
- 老朽化施設の更新時には、新たな活用方法の検討を行い、汚水システムの改善を含めた施設再構築を実施します。

### 主な事業

#### 《農業集落排水施設の公共下水道への編入》

朴沢地区・長袋地区における汚水処理施設を廃止し、当該地区の汚水を公共下水道で受け入れるため、汚水管の整備を進めます。

〈朴沢地区 ⇒ 公共下水道上谷刈処理区〉

〈長袋地区 ⇒ 公共下水道秋保温泉処理区〉

| 年次計画 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|----|----|----|----|----|
| 朴沢地区 | 設計 |    | 工事 | 完了 |    |
| 長袋地区 |    | 設計 | 工事 |    | 完了 |



## 【参考】支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②b 関係)

### 長野県松本市の例

#### 3 資産の有効活用

下水道資源を有効活用するため、浄化センターの汚水処理過程で発生する脱水した汚泥(脱水ケーキ)は、建設資材の原料として利用するため、全量を県外のセメント工場へ搬出しています。

また、地球温暖化・省エネルギー対策の観点から、汚泥減容化の過程で発生し、これまで焼却していた消化ガス(主成分はメタンガス)を燃料にした発電施設の整備を進めています。

宮渚浄化センターでは平成25年4月から、消化ガス発電施設の運転を開始し、場内で使用する電力の約25%を賄っています。さらに平成27年度から発電設備の増設工事を行い、平成29年度からは場内電力の約43%まで増加しています。

また、令和3年3月から太陽光発電事業を行い、発電出力100kWの発電設備の供用により、消化ガス発電と合わせて約50%を賄う予定です。

更に、岡島浄化センターでは平成27年2月から、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)による売電を目的とした消化ガス発電設備の運転を開始しています。

これらの取組みにより、経費節減と収益の確保を図るとともに、汚泥については、汚泥自体の減量化も含めて有効な処分方法を検討します。



宮渚浄化センター消化ガス発電設備



岡島浄化センター消化ガス発電設備

### 静岡県静岡市の例

#### (3) 民間活力の活用について

本市では、7浄化センターと15ポンプ場\*について、運転管理を全て民間に委託しています。そのうち3浄化センターと2ポンプ場\*は、PPP\*/PFI\*手法の1つである「包括的民間委託」\*により維持管理しています。

また、平成29年1月に、これまで産業廃棄物として処理していた汚泥\*をエネルギー資源(炭化物)として有効利用するとともに、CO<sub>2</sub>排出量の削減を図ることができる汚泥燃料化施設を中島浄化センターに建設しました。本事業は「民間活力イノベーション推進下水道事業」\*を活用して、PPP\*/PFI\*手法の1つであるDB+O方式\*を導入したものです。これにより、平成29年1月から平成49年(2037年)3月末までの間、同施設の維持・管理・運営を民間事業者<sup>※</sup>に包括的に委託しています。



中島浄化センター汚泥燃料化施設



# 【参考】支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例（3. ②b 関係）

## 愛知県蒲郡市の例

### 【本市の経費削減の主な取組】

#### 包括管理委託

下水道浄化センター及びポンプ場における運転監視業務、薬剤消耗品の調達、小規模修繕、各種機器点検業務等の維持管理について、民間の創意工夫、知識や経験を活用し、更に維持管理コストの削減を主目的として、平成 22 年度より民間への包括管理委託を導入し、現在も継続しています。これにより毎年度の経常経費を 2,000 万円程度削減しています。

#### 処理場における動力費の削減

平成 28 年 2 月に消化ガス発電設備 2 台を増設し、現在は消化ガス発電機 4 台及びバイナリー発電装置 1 台により下水道浄化センターの使用電力の約 20%を賄っています。また、より有利な契約条件となるように新電力会社を含めた電力入札を実施して、動力費の削減に努めています。

#### 給排水窓口の開設

互いに関連の深い、水道課における給水装置工事業務と下水道課における排水設備工事業務について、ワンストップ化の実現による市民サービスの向上、事務の効率化による業務量の削減、及び人件費の削減を主目的として、両業務を一元化する給排水窓口を平成 30 年度に開設し、業務を民間委託しました。これにより人件費を主とした運営経費を年間約 340 万円削減することができました。

## 広島県廿日市市の例

### （3）今後の取組

これまで実施してきた取組について、今後も引き続き継続するとともに、新たに次の取組等を実施し、又は検討し、一層の経営健全化やサービス向上等に努めています。

#### 【今後の取組】

| 項目            | 検討内容                                                                                                                                                                                            |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民間提案制度の活用     | 民間事業者の主体的な発意により、良好な下水道サービスの実現、業務の効率化やコスト縮減などが見込まれる提案を公募し、3 提案を採択し、今後事業化に向けて取り組んでいきます。<br>①小売電気事業者の選定と価格交渉力に特化した電力最適購入<br>②ハイブリッド自家発電による電気料金の削減と脱炭素化への貢献<br>③PFS（成果連動型民間委託方式）を活用した公共施設維持管理費適正化支援 |
| 民間活力の導入（PPP）  | 令和 4（2022）年度から友和浄化センター、浅原浄化センター及び佐伯地域汚水マンホールポンプの維持管理について、包括的民間委託を行い、技術力やノウハウを活用した効率的な管理運営と経費節減に努めていきます。                                                                                         |
| ストックマネジメントの推進 | 下水道施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより、持続的な下水道機能確保とライフサイクルコスト低減を図ることを目的とし、令和 4（2022）年度を目標に下水道ストックマネジメント計画の策定を進め、下水道施設の適切な維持管理に努めていきます。                     |
| 技術の継承         | 「廿日市市技術職員技術力向上計画」を推進します。                                                                                                                                                                        |
| 危機管理体制の充実     | 広島県及び県内 23 市町による広島県下水道 BCP 訓練（ロールプレイング方式図上訓練）などを定期的に実施していきます。また、災害の発災前から発災直後の初動対応などの検証により、下水道 BCP の改善などを継続的に取り組んでいきます。                                                                          |
| お客様サービスの向上    | 受益者負（分）担金について、コンビニ収納の拡充などにより、利便性の向上を図ります（令和 5（2023）年度に地方自治法改正予定。）。                                                                                                                              |
| 防災・安全対策の向上    | 雨水ポンプ運転管理手法について、インターネットを利用した Web カメラでポンプ場の運転業務の可視化や、非常通報装置による運転状況などを瞬時に把握することが可能になり、対応の迅速化や業務の効率化を図る取組を行います。                                                                                    |

# 【参考】支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②b 関係)

## 大阪府堺市の例

### (2) 管きよの維持管理の包括的民間委託の導入

本市では、管きよの老朽化に伴う事故等の増加に対応するため、これまで以上に迅速な発生対応を行うとともに、事故等を未然に防ぐ予防保全型の維持管理を実施していく必要があります。

そこで、平成26年度より、管きよの維持管理業務について、政令指定都市初の包括的民間委託を実施しました。これにより、これまで職員が現地確認や原因調査を行い、民間業者へ補修・修繕等を発注してきた事故対応や住民対応等について、一連の流れを一括して民間委託することで、さらなる迅速化による下水道サービスの向上を図りました。また、発生対応の修繕だけでなく、管きよ調査等により発見した小規模な劣化箇所については、自ら対応を行う予防保全型の維持管理の考え方を一部取り入れて実践しました。今後、これらの効果検証を行い、より効果的な予防保全型の維持管理に向けた改善を図ります。

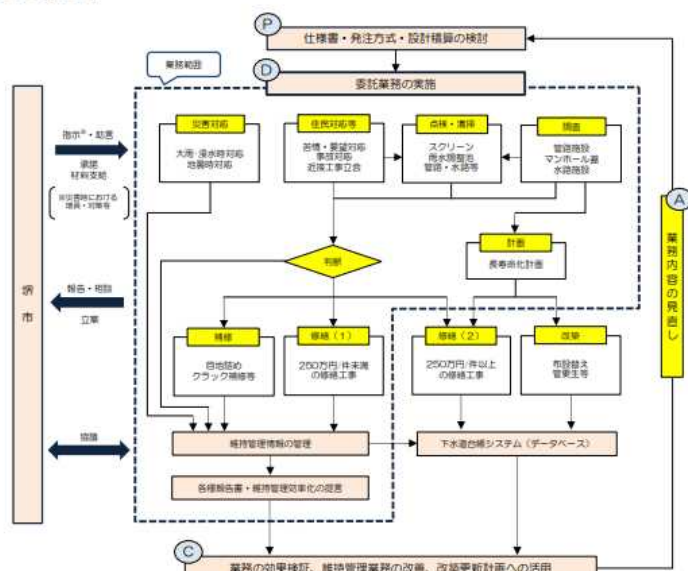


図 包括的民間委託業務概要

### 【先進的なポイント】

- ① 政令指定都市初の下水道管きよの維持管理の包括的民間委託の導入



### 今後の課題

- ◇ 委託業務の効果検証
- ◇ 効果検証を踏まえた、民間ノウハウの活用やさらなるサービスの向上

## 富山県高岡市の例

### ●電力使用量の抑制

機械設備等の更新にあたっては、インバータ制御や高効率低圧モータを採用するなど、今後も電力使用量の抑制に向けた整備を図ります。

また、上下水道局全体の省エネルギー意識の啓発を職員に行い、日常的なエネルギー使用量の削減に努めます。

### ◎取り組み実績

- ・平成28年度～平成29年度 四屋浄化センター曝気槽散気装置改築による省電力化
- ・令和元年度～令和3年度 照明器具LED化工事  
(本庁舎、上関庁舎及び上下水道施設)
- ・令和元年度 松太枝浜浄化センター汚泥脱水設備改築による省電力化

### ◎取り組み予定

- ・令和4年度～令和6年度 照明器具LED化工事  
(伏木浄化センター、松太枝浜浄化センター等)
- ・令和4年度～令和8年度 市内各所のポンプ改築による省電力化(下水道)

### ⑤ 官民連携の推進

### ●民間活力の導入推進

上下水道に関連する業界全体の技術力・ノウハウを有効活用し、将来にわたる技術水準の確保、お客さまサービスの向上を図るため、民間委託化を推進していきます。

令和2年度より下水道施設の維持管理業務の包括的民間委託を実施し、令和3年度からは、これまで民間委託してきた料金関連業務に給排水工事及びメーター管理、管路点検調査等の各関連業務を加えた包括的業務委託を導入し、業務の効率化と維持管理体制の強化を図っています。

令和4年度からは、汚水処理の早期概成を達成するため、民間金融機関等と連携し、下水道の接続を含むリフォーム等を行う方に対し、利子相当額の補助を実施していきます。

< 参 考 >



# 経営に関するデータ・ツールについて

## 【基礎的データ】

- ①地方公営企業年鑑
- ②地方公営企業決算の概要
- ③地方公営企業決算状況調査
- ④下水道事業経営指標
- ⑤経営比較分析表
- ⑥下水道全国データベース(経営セミナー)

①～⑤: 総務省HPにて公開。

## 【地方公営企業決算】

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/koue\\_i\\_kessan.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/koue_i_kessan.html)

⑥<https://portal.g-ndb.jp/portal/>

## 【経営に関するツール等】

- ①「下水道経営改善ガイドライン」
- ②下水道全国データベース【再掲】
- ③財政計画書作成ツール
- ④「下水道使用料算定の基本的考え方」ベンチマーク簡易ソフト
- ⑤「下水道事業における長期収支見通しの推計モデル(通称: Model G)」

①、④: 日本下水道協会HPにて公開。

※④については、「基本的考え方」購入者に限る。

③、⑤: 国交省HPにて公開。

## 【アドバイザー派遣等】

- ①下水道経営支援アドバイザー制度
- ②経営・財務強化マネジメント事業
- ③下水道アドバイザー制度

①: 日本下水道協会、国交省

②: 総務省

③: 下水道事業支援センター

# 下水道全国データベースを活用した経営関係資料の公表について

各団体の経営健全化に向けた取組を支援するため、下水道全国データベースにて以下の資料等を公表

## ○下水道事業経営セミナー資料(令和3年3月、7月、令和4年2月、9月、令和5年2月開催)

- ・学識者の講演、国等からの情報提供、優良団体の事例発表、グループディスカッション等の資料を公表

## ○経営健全化に取り組む中小団体の優良事例集

- ・過去10年間に於いて、段階的に収支構造の改善がなされている中小規模の団体を抽出し、収支構造改善の取組みや実現できた理由・背景等 について事例集を令和2年度作成し、公表
- ・経費回収率100%達成団体の経営状況や取組効果について事例集を令和3年度作成し、公表

## ○使用料改定の際に使用した各種資料

- ・使用料改定を行う際、各自治体が使用した内部検討資料や収支見通しのために推計したエクセル等を公表

# 下水道全国データベース(HP)を活用した経営関係資料の掲載について

公益社団法人日本下水道協会 JSWA Japan Sewage Works Association

[アクセス](#) | [お問い合わせ](#) | [English](#) | [文字サイズ](#) **大** **小**

[トップページ](#) | [当協会について](#) | [事業内容](#) | [研修・講習会](#) | [刊行物](#) | [下水道について](#)

[ホーム](#) > [下水道全国データベース](#)

## 下水道全国データベース

国土交通省では、全国の下水道施設情報等を効率的に収集・分析・共有できる下水道全国データベース（以下「G-NDB」という。）を構築し、平成28年度から運用しております。また、平成29年度からは、新たに民間事業者等も利用可能となっております。公益社団法人日本下水道協会では、G-NDBを、会員の皆様をはじめ多くの方々に活用いただけるよう、様々な機会を通じて広くPRを行っております。民間事業者等の皆様のお申し込みについては、本会が窓口となっておりますので、是非、御利用ください。

**下水道全国データベース専用ページ**

**クリック**



下水道全国データベース概要(PDF)



下水道全国データベース分析機能概要(PDF)



下水道全国データベース重要指標の一覧(PDF)

[下水道全国データベース利用規約](#) PDF

[仮登録のお申し込み](#)



# 下水道全国データベース(HP)を活用した経営関係資料の掲載について

ログイン

The screenshot shows the homepage of the Sewerage National Database. At the top, there is a navigation bar with the following elements:

- System operation time: 平日 8:00 ~ 21:00
- 国・地方公共団体 ログイン (highlighted with a red box and an arrow from the 'ログイン' text above)
- 登録会員 ログイン
- 一般公開版はこちら
- 新規会員登録はこちら

On the left side, there is a section titled '下水道全国データベースとは' (What is the Sewerage National Database?). It describes the database as a tool for supporting local public bodies in sewerage management. It lists three main functions:

1. 調査登録機能 (Investigation Registration Function): For registering investigation data.
2. 分析機能 (Analysis Function): For analyzing investigation data and creating reports.
3. クライシスマネジメント (試運用中) (Crisis Management (Trial Operation)): For managing crisis situations.

Below this, it specifies the usage for different user types:

- 国・地方公共団体版: 機能1 ~ 3全ての機能の利用が可能 (All functions 1-3 are available).
- 登録会員版: 機能2(分析機能)のみ利用が可能 (Only function 2 (analysis function) is available).
- 一般公開版: 機能1 ~ 3の利用はできないが、一覧表で作成した下水道に関するデータが閲覧可能 (Functions 1-3 are not available, but data created in list form is viewable).

On the right side, there is a 'お知らせ' (Notice) section with a list of recent updates, including the release of平成30年度 (Heisei 30) data and support desk closure notices.

At the bottom left, there is a '下水道データ集' (Sewerage Data Collection) section with links to '事業計画' (Business Plan), '事業マネジメント通信簿' (Business Management Communication Book), 'ベストプラクティス集' (Best Practices Collection), and '下水道スタートアップ' (Sewerage Start-up).

At the bottom right, there is a '下水道関連事業や情報の配信' (Distribution of sewerage-related business and information) section.

Overlaid on the bottom right is a login form with the following fields:

- ユーザコード (User Code)
- パスワード (Password)
- ログイン (Login button)
- パスワードを忘れた方はコチラ (Click here if you forgot your password)

※ユーザコード、パスワードは  
サポートデスクにて発行

# 下水道全国データベース(HP)

下水道全国データベース (TOP画面へ)

通知事項 団体個別フォルダ 登録状況 登録データ出力 サイトマップ

[TOP画面]

**通知事項**

既読/未読 ☐ 既読 ☒ 未読 ☐ 指定なし

表示する記事がありません。

**システムからのお知らせ**

| カテゴリ           | 内容                                                                                                                                                                                                  | 日付                     |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| システム管理者からのお知らせ | <b>◆下水道全国DB サポートデスク&lt;電話受付窓口&gt;の電話受付日時が変更になりました。</b><br>TEL : 03-6855-8777<br>受付時間 : 平日 9:00~17:00<br><br>なお、E-mailアドレスもこれまで通りお使い頂けます。<br>E-mail: support@mail.g-ndb.jp<br>24時間365日受付・返信期限：4営業日以内 | 2018/03/30<br>16:22:22 |
| システム管理者からのお知らせ | <b>【「H27年度下水道施設等実態調査」マニュアルの文書訂正】</b><br>【下水道全国データベース】操作マニュアル(調査回答(下水道統計編)).pdfの24ページの「3.2.調査ファイルの提出(1/3)」に記載されているフロー名の文書に誤りがございましたので、訂正致します。<br><br>誤：平成27年度下水道施設等実態調査<br>正：H27年度下水道統計調査            | 2017/04/19<br>14:37:14 |

1 ページ中 1 ページ目 50 17 件中 1 - 17 を表示

**クライシスマネジメント**

クライシスマネジメント

**経営健全化**

リンクページへ

↑  
クリック

# 下水道全国データベース(HP)

## 経営健全化

### 下水道経営セミナー

#### セミナー概要

- 目的:下水道事業分野における経営
- 対象者:下水道経営に携わる自治体職員
- テーマ等:経営健全化サイ

| 回数                  | 開催日       | 配付資料    | その他資料           |
|---------------------|-----------|---------|-----------------|
| <a href="#">第3回</a> | 令和4年2月16日 | 第3回配布資料 | グループ討議ワーキングペーパー |
| <a href="#">第2回</a> | 令和3年7月14日 | 第2回配布資料 | グルー             |
| <a href="#">第1回</a> | 令和3年3月3日  | 第1回配布資料 | グルー             |

下水道事業経営セミナー資料へ

### 優良事例集

ノウハウや人員の不足が深刻化している小規模団体の経営改善を推進するため、中小規模の地方公共団体における収支

#### ■小規模団体における下水道使用料適正化の優良事例集

- 自治体提供資料(下水道使用料適正化等)
- 中小規模団体における下水道事業経営改善の優良事例集
- 自治体提供資料(下水道経営改善)

使用料改定時に使用した資料等

### 中小規模団体における 下水道事業経営改善の優良事例集

### 関連リンク集

令和4年3月  
国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課 管理企画指導室



# 下水道全国データベース(HP)

|                         |      |          |      |   |
|-------------------------|------|----------|------|---|
| 下水道全国データベース<br>(TOP画面へ) | 通知事項 | 団体個別フォルダ | 登録状況 | 登 |
| 優良事例集                   |      |          |      |   |
| ← 戻る                    |      |          |      |   |

## 自治体提供資料

- ①過去10年以内の使用料改定時の新旧料金表
- ②収支見通しの推計に用いたエクセルデータ等
- ③現行使用料の検討の着手から条例施行に至るまでのスケジュール
- ④財務部局、首長部局等庁内関係部局との調整に用いた資料
- ⑤審議会資料・答申
- ⑥議会説明資料
- ⑦住民説明資料等(広報誌や住民説明会資料等)
- ⑧その他

本提供資料については、自治体担当職員の下水道経営における業務の一助  
ご利用の際は、お取り扱いに十分ご注意ください。

## 自治体提供資料

### ⑦住民説明資料等(広報誌や住民説明会資料等)

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 合志市 | ⑦1回目配布お知らせチラシ.pdf          |
|     | ⑦2回目配布お知らせチラシ.pdf          |
|     | ⑦広報・令和元年8月号記事.pdf          |
| 紫波町 | Ⅲ-7住民説明資料.pdf              |
| 栗石町 | 下水道使用料改定チラシ(案)4.pdf        |
|     | 住民説明会用資料(案).pdf            |
|     | 住民説明会用次第(H29.2.6~9).pdf    |
| 豊岡市 | Ⅲ-⑦広報誌掲載資料_030607.pdf      |
|     | Ⅲ-⑦市民説明会資料.pdf             |
| 山梨市 | ⑦住民説明資料_H30.27広報記事(一部).pdf |

本提供資料については、自治体担当職員の下水道経営における業務の一助となるよう、  
ご利用の際は、お取り扱いに十分ご注意ください。

今後、他団体からの資料の提供があり次第随時更新